

民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の一部の施行について（通知）

建設業は、「社会資本の整備・管理の担い手」であるとともに、災害時における「地域の守り手」として、国民生活や社会経済を支える極めて重要な役割を担っています。一方で、厳しい就労条件を背景に、就業者数は減少を続けているところであり、建設業がその役割を将来にわたって果たし続けられるようにするためには、必要な担い手の確保に向けた対策を強化することが急務です。

今般、上記を踏まえ、建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などに総合的に取り組むべく、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）により建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）等の一部改正を行ったところです。改正法による改正事項のうち、請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加、工期及び請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等及び監理技術者等の専任義務の合理化等の事項については、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（令和 6 年政令第 365 号）により、本日令和 6 年 12 月 13 日から施行されることとされました。

今般、これらの事項の運用の詳細等について、関係政省令や各ガイドライン等により下記のとおり定めたため通知します。

貴職におかれましては、下記の内容をご了知いただくとともに、適切な対応を図られますようお願いいたします。特に、建設工事の受発注者はパートナーの関係にあるという基本認識の下、その相互のコミュニケーションを促すために、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知など、契約変更協議の円滑化に関する措置を設けたところであり、その実効性の確保のためにも、発注者のご理解と適切な対応をお願いいたします。

また、貴団体傘下の事業者等に対しても、その旨周知をお願いいたします。

記

一 建設業法の一部改正関係

(1) 請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第 19 条第 1 項関係）

資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設工事の請負契約を締結するに際しては、「価格等^{※1}の変動又は変更^{※2}に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」を書面に記載しなければならないこととされた。

※1 物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第 2 条に規定する価格等をいう。

※2 「価格等の変動又は変更」とは、価格の高騰や下落を指す。

当該定めの内容としては、「（注文者及び受注者が）協議して定める」とするほか、例えば、注文者及び受注者双方の合意の下、「（注文者及び受注者が）協議して定める。協議に当たっては、工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮する。」旨を記載することが考えられ、その旨「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 - 」及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（以下「建設業法令遵守ガイドライン」という。）で明確化した。

一方で、当該定めの内容を契約書に記載しないことはもとより、記載している場合でもその内容が「変更しない」あるいは「変更を認めない」のように、協議を前提としない規定である場合には、価格等の変動等を受けた適切な請負契約の変更を円滑化する建設業法の趣旨に沿うものであるとは言えず、本項に違反するため、上記同様にその旨建設業法令遵守ガイドラインで明確化した。

(2) 工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第 20 条の 2 関係）

(i) 建設業者からのおそれ情報の通知

建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報（以下「根拠情報」という。）と併せて通知しなければならないこととされた。

そこで、上記事象が発生するおそれがある旨の情報（以下「おそれ情報」という。）については、建設業法第 19 条第 1 項第 7 号又は第 8 号における定めによる協議の対象になる事象のうち、受注予定者の有する知見に基づき事前に予測が可能であって、建設工事の実施に大きな影響を及ぼすものに関す

る情報であり、注文者に契約前に通知することで注文者に対して請負契約の変更に関する予見可能性を持たせ、適切な請負契約の変更を円滑化することとなる内容であるべきであることから、同法第 20 条の 2 第 2 項の委任を受けた建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。）第 13 条の 14 第 2 項において、以下のとおり定めることとした。

- ①主要※³な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの
- ②特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰であって、天災その他不可抗力により生じるもの

※3 「主要」かどうかについては、工事の施工に当たり数量的にあるいは使用頻度的に大宗を占めるために欠くことのできないこと、工事原価において大きな比重を占めること又は数量若しくは比重若しくは使用頻度が少ないにもかかわらず工事の施工に大きな影響を及ぼすこと等をもって判断する。

また、根拠情報としては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、

- ・メディア記事
- ・資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料

上記を準備することが困難である場合には、

- ・下請業者や資材業者から提出された、過去の同種工事における見積書など価格の上昇がわかる資料

等に裏付けられたものを用いる必要があり、一の資材業者の“口頭”のみによる情報など、「その状況の把握のため必要な情報」を欠き注文者が真偽を確認することが困難である情報は除かれる旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

なお、規則第 13 条の 15 に基づき、これらの情報を通知する際には書面又はメール等の電磁的方法により見積書の交付時などにあわせて行うものとするとともに、建設業法令遵守ガイドラインで定めるとおり、注文者も当該情報を確認したということを記録するために、注文者及び受注者双方が見積書と共に当該情報を記載した書面又はメール等を保存しておくことが望ましいものとした。

<公共工事における通知の方法とその取り扱いについて>

建設業法令遵守ガイドラインで補足するとおり、公共工事においては、おそれ情報は落札者決定後から契約締結まで（随意契約においては、契約予定者決定後から契約締結まで）に通知すべきものとする事とした。

なお、公共工事において、当該情報は参考とする情報として取り扱われるものである。すなわち、入札自体は発注者が示す条件に沿って行われるものであるため、当該情報が予定価格を含む入札の条件や請負代金を含む契約

(変更契約を含む。)の内容に影響を与えるものではないことに留意が必要である。また、当該情報に係る事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であることに留意が必要である。

(ii) 通知された事象の発生による契約変更協議

おそれ情報の通知をした建設業者は、請負契約の締結後、当該通知に係る事象が発生した場合には、注文者に対して工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができることとし、当該協議の申出を受けた注文者は、正当な理由がある場合を除き誠実に当該協議に応ずるよう努めることとされたところである。

すなわち、受注者から申し出られた契約の変更の必要性や変更の内容、変更すべきとする根拠について注文者及び受注者の間で十分に協議を行うため、注文者はまずは協議のテーブルについたうえで、変更の可否について受注者に説明する必要がある。したがって、受注者から申し出られた契約の変更協議の開始自体を正当な理由なく拒絶することのほか、申し出後に合理的な期間以上に協議開始をあえて遅延させることや、協議の場において一方的に受注者の主張を否定したり、十分に当該主張を聞き取ることなく一方的に注文者の主張のみを伝えて協議を打ち切ること等は、誠実に協議に応じるよう努めなければならないことを定める同条第4項の趣旨に反するものである旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

(iii) その他の場合における契約変更協議

(i)の通知をしていない場合においても、受注者から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があったときは、工期や請負代金の額の変更について、建設業法第19条第1項第6号の規定に基づく契約書上の定めに従って、また、契約後の予期せぬ天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担は、同項第7号の規定に基づく契約書上の定めに従って、さらに、資材価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更は、同項第8号の規定に基づく契約書上の定めに従って、それぞれ適切に協議を行う必要がある。

すなわち、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって建設業法第20条の2第2項により事前に受注者から発注者に通知していないものが契約締結後に生じた場合であっても、通知されていなかったことのみをもって発注者が受注者から申し出られた契約変更協議を拒む理由にはならず、通知していた場合に準じて誠実に対応する必要がある。

よって、受注者においても、同項による事前の通知とは別途、契約締結後

に判明した事象により契約内容を変更する可能性がある場合には、あらかじめ発注者にその旨を通知しておくことが望ましい旨、建設業法令遵守ガイドラインで定めることとした。

<公共工事における契約変更の取り扱いについて>

公共工事においては、設計図書と工事施工環境の乖離等について疑念があればあらかじめ「仕様書等に対する質問書」等の質問の機会において発注者に対し質問しておき、契約後は、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約の定めに従った設計変更等の協議にて対応すべきものである。このため、公共工事の発注者は、当該質問の機会を設けることとともに、適切に設計変更等の協議をすべきである。

また、公共工事においては、改正法による改正後の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入契法」という。）第 13 条第 2 項により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和 6 年国土交通省令第 105 号。以下「入契法施行規則」という。）第 1 条に規定する事象が発生した場合に受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、その公共工事を発注した各省各庁の長等は誠実に協議に応じなければならないとされている。これらの協議について、公共工事においては、公共工事標準請負契約約款に沿った請負契約及び各発注者が定めるその運用基準に基づき協議の対応を行うことが原則であり、建設業法及び入契法の趣旨も踏まえて当該請負契約等に基づく対応を適切に行うことをもって、誠実な協議とされるものである。

（３）労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第 25 条の 27 第 2 項関係）

建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めることとされた。

（４）情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第 25 条の 28 関係）

特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備等の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めるとともに、発注者から直接建設工事を請け負った場合においては、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関して当該特定建設業者が講ずる当該措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めることとされた。

また、国土交通大臣は、当該措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表することとされた。

当該指針は、とりわけ、大規模工事を担い多数の下請業者との取引を伴う特定建設業者や、民間工事を牽引する公共工事における工事受注者を主な対象として、元請・下請間の書類等のやり取りの合理化、ＣＣＵＳや建退共電子申請方式の積極的活用、電子契約等の積極的活用といったいわゆるバックオフィスに関するＩＣＴ活用に関して講ずべき措置や、ドローンやウェアラブルカメラといったＩＣＴについて、建設現場において効果的に活用するにあたり留意すべきポイント等について記載するものである。

他方、建設業のＩＣＴ化のためには、受注者のみならず、発注者・工事監理者・設計者等、工事に携わる全ての関係者の理解が不可欠であり、これらの者においても、本指針を参考に、ＩＣＴ活用に係る環境整備等の一層の推進を図るべきであるとされた。

更に、公共発注者については、電子入札やＡＳＰの活用、書類の簡素化に係る取組について一層取り組むこととされた。特に、ＡＳＰについては、ＡＳＰを導入しているにもかかわらず不要に紙資料の併用を求めることは、メリットを低減させるだけでなく、かえって負担を増加させることとなるため、行わないよう留意すべきであること、ＡＳＰを導入した場合でも、「ワンデールレスポンス」の確実な実施を併せて行うことなどが記載された。

そして、民間発注者については、ＩＣＴ活用の重要性を理解し、本指針の趣旨を踏まえ、公共発注者と同様取組を進めることが重要であるとされた。

（５） 監理技術者等の専任義務の合理化（第 26 条第 3 項関係）

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を専任で置くべき建設工事について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、監理技術者等が当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない数の工事現場の間に限り、当該監理技術者等の専任を要しないこととされた。

これに関し、監理技術者等の適切な遂行に支障を生じるおそれがない工事現場の数については、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号。以下「令」という。）第 29 条において 2 としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 28 条において 1 億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては 2 億円）とすることとした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の 2 及び第 17 条の 3 について以下のとおりとすることとした。

①建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法等の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（建設業法第 26 条第 3 項第 1 号ロ）

(1) 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工事の工事現

場の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、他の工事現場から当該工事現場におおむね二時間以内に到着できるものであること。

- (2) (1)の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設業者に連なる下請次数が3以下であること。
- (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
- (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。
- (5) 建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）
 - ・ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ・ (1)の主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ・ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの法定外労働時間の見込み及び当該労働時間の実績
 - ・ 当該建設工事に係る次の事項
 - － 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地
 - － 建設工事の内容
 - － 当該建設工事の請負代金の額
 - － (1)の移動時間
 - － (2)の下請次数
 - － (3)の者の氏名及び所属、実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - － (4)の措置
 - － ②の情報通信機器

②監理技術者等が各工事現場におけるその職務を情報通信技術の利用により行うため必要となる措置（第26条第3項第1号ハ）

①(1)の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

なお、①(4)の情報通信技術（CCUS等）や②の情報通信機器（スマートフォン等）等の具体的な運用にあたっての詳細や留意事項について、「監理技術者制度運用マニュアル」において規定することとした。

(6) 営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第 26 条の 5 関係）

建設業者は、工事現場ごとに監理技術者等を専任で置くべき建設工事（当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事に限る。）について、当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満であり、かつ、その営業所の営業所技術者等^{※4}が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の国土交通省令で定める要件に該当する場合には、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがないものとして政令で定める数を超えない工事現場との間に限り、当該営業所技術者等に監理技術者等の職務を兼ねて行わせることができることとされた。

※4 建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者であって一定の要件を満たす者

これに関し、営業所技術者等の営業所職務等の適切な遂行に支障が生じるおそれがない工事現場の数については、令第 34 条において 1 としたうえで、当該建設工事の請負代金の額については同令第 33 条において 1 億円（当該建設工事が建築一式工事である場合においては 2 億円）とした。

さらに、上記要件については、規則第 17 条の 5 及び第 17 条の 6 において以下のとおりとした。

- ①当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関する要件（第 26 条の 5 第 3 号）
 - (1) 同一の営業所技術者又は特定営業所技術者を設置する営業所と建設工事の工事現場との距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該営業所が、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合におおむね二時間以内に到着できるものであること。
 - (2) (1)の営業所技術者等を置こうとする建設業者に連なる下請次数が 3 以下であること。
 - (3) 当該建設工事の工事現場に置かれる営業所技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
 - (4) 当該建設工事に関する工事現場の施工体制を営業所技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じていること。
 - (5) 工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、(1)の工事現場に備え置き、及び一定期間営業所で保存していること。（電子媒体による作成等も可）

- ・当該建設業者の名称及び所在地
- ・(1)の営業所技術者等の氏名及びこれらの者が置かれている営業所の名称
- ・(1)の営業所技術者等の1日当たりの法定外労働時間の見込み及び実績
- ・当該建設工事に係る次の事項
 - 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び工事現場の所在地
 - 建設工事の内容
 - 当該建設工事の請負代金の額
 - (1)の移動時間
 - (2)の下請次数
 - (3)の者の氏名及び実務経験の内容（当該建設工事が一式工事である場合に限る。）
 - (4)の措置
 - ②の情報通信機器

②営業所技術者等が営業所職務等を情報通信技術を利用して行うため必要となる措置（第26条の5第4号）

①(1)の営業所技術者等が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

（7）国土交通大臣による調査等（第40条の4関係）

国土交通大臣は、請負契約の適正化及び建設工事に従事する者の適正な処遇の確保を図るため、建設業者に対して、建設工事の請負契約の締結の状況、（2）の規定による通知又は協議の状況、（3）に規定する措置の実施の状況その他の国土交通省令で定める事項につき必要な調査及びその結果の公表を行うとともに、中央建設業審議会に対し、当該結果を報告することとされた。

これに関し、調査すべき事項として、規則第28条の2において以下のとおり定めることとした。

- ① 建設工事の請負契約の締結及び履行の状況^{※5}
- ② 建設業法第二十条の二第二項から第四項までの規定による通知又は協議の状況
- ③ 建設業法第二十五条の二十七第二項に規定する措置の実施の状況

※5 ①については既に令和6年9月1日施行の規則において規定済み。

二 その他（改正法施行関係以外）

（1）建設業許可等に係る金額要件の見直し（令和7年2月1日施行）

下記の規定に定める金額について、令和4年度以降の建設工事費の高騰

に伴い、それぞれ以下のとおり見直すこととした。

見直し対象	現行	改正後
特定建設業の許可を要する下請代金額の下限 (建設業法第3条第1項第2号、令第2条)	4,500 万 (7,000 万円※ ⁶)	5,000 万円 (8,000 万円※ ⁶)
施工体制台帳等の作成を要する下請代金額の下限 (建設業法第24条の8第1項、令第7条の4)	4,500 万円 (7,000 万円※ ⁷)	5,000 万円 (8,000 万円※ ⁷)
専任の監理技術者等を要する建設工事の請負代金額の下限 (建設業法第26条第3項、令第27条第1項)	4,000 万円 (8,000 万円※ ⁷)	4,500 万円 (9,000 万円※ ⁷)
特定専門工事※ ⁸ の対象となる建設工事の下請代金額の上限 (建設業法第26条の3第2項、令第30条第2項)	4,000 万円	4,500 万円

※6 建築工事業の場合

※7 建築一式工事の場合

※8 土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、施工技術が画一的であり、その施工の技術上の管理の効率化を図る必要がある工事

(2)「一」に掲げる以外の建設業法令遵守ガイドラインにおける主な改正内容について

建設業法第19条の5に規定される「著しく短い工期の禁止」の判断基準について、時間外労働規制に抵触する工期とした場合は建設業法上違反となり、また、「工期に関する基準」に照らして不適正に短く設定された工期とした場合は建設業法上違反となるおそれがある行為であるとして事例を追加することとした。

(別添)

- 建設業法等の改正の概要資料
- 建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令（官報）
- 建設業法施行規則等の一部を改正する省令（官報）
- 公共工事における建設業法第 20 条の 2 第 2 項による通知の参考様式
- 建設業許可事務ガイドライン（本文）
- 建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -（本文）
- 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（本文）
- 監理技術者制度運用マニュアル（本文）
- 人員の配置を示す計画書（参考様式）（規則第 17 条の 2 第 1 項第 5 号、第 17 条の 5 第 1 項第 5 号関係）

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業※	417万円/年	2,022時間/年
全産業	494万円/年	1,954時間/年

※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和4年） 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和4年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（内

[H9] 685万人（10.4%）⇒[R4] 479万人（7.1%）

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善

賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止

資材高騰分の転嫁

働き方改革
生産性向上労働時間の適正化
現場管理の効率化

担い手の確保

持続可能な建設業へ

概要

1. 労働者の処遇改善

労務費確保のイメージ

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化 **今回施行①**
→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

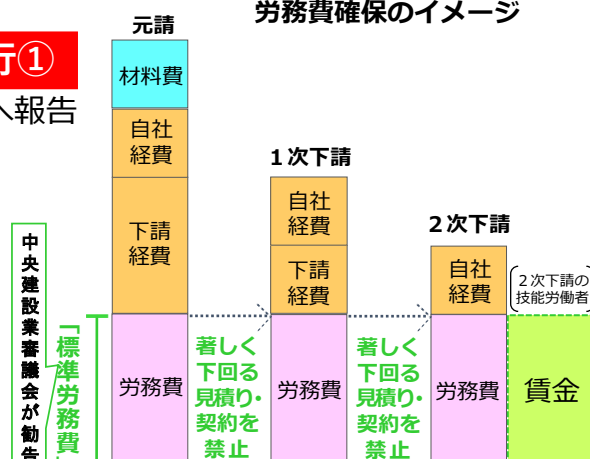
標準労務費の勧告

- 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告

適正な労務費等の確保と行き渡り

- 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導監督)

原価割れ契約の禁止を受注者にも導入



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

今回施行②

契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するように義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

長時間労働の抑制

- 工期ダンピング対策を強化
(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)

ICTを活用した生産性の向上 **今回施行③**

- 現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
- 国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
→特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
- 公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

（KPI）・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和六年十二月十一日

内閣総理大臣 石破 茂

政令第三百六十六号

建設業法施行令及び国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第四十九号）の一部の施行に伴い、並びに建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三十条第一項第二号、第二十四条の八第一項、第二十六条第三項、第二十六条の三第二項、第二十六条の五第一項第二号及び第二項、第二十七条の十六第一項並びに第四十四条の二並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第三十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（建設業法施行令の一部改正）

第一条 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第七条の四中「四千五百万円」を「五千万円」に改め、同条ただし書中「七千万円」を「八千万円」に改める。

第二十七条第一項中「四千万円」を「四千五百万円」に、「八千万円」を「九千万円」に改める。

第五十一条を第五十四条とし、第四十六条から第五十条までを三条ずつ繰り下げる。

第四十五条中「第三十四条第一項に規定するもの」を「によりその権限に属させられた事項」に、「基づき」を「より」に改め、同条を第四十八条とし、第四十四条を第四十七条とし、第四十条から第四十三条までを三条ずつ繰り下げる。

第三十九条第一項ただし書中「第三十六条」を「第三十九条」に改め、同項の表建設機械施工管理の項中「一万四千七百円」を「一万九千七百円」に、「三万八千七百円」を「五万七千三百円」に、「二万七千円」を「四万八千円」に改め、同表土木施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千元」に、「五千二百五十円」を「六千元」に改め、同表建築施工管理の項中「一万八千円」を「一万二千三百円」に、「五千四百円」を「六千五百円」に改め、同表電気工事施工管理の項中「一万三千二百円」を「一万五千八百円」に、「六千六百円」を「七千九百円」に改め、同表管工事施工管理の項中「一万五百円」を「一万二千七百円」に、「五千二百五十円」を「六千三百五十円」に改め、同表電気通信工事施工管理の項中「一万三千円」を「一万四千三百円」に、「六千五百円」を「七千五百五十円」に改め、同表造園施工管理の項中「一万四千四百円」を「一万七千二百円」に、「七千二百円」を「八千六百円」に改め、同条を第四十二条とし、第三十八条を第四十一条とする。

第三十七条第二項中「第三十四条第五項」を「第三十七条第五項」に改め、同条を第四十条とし、第三十六条を第三十九条とし、第三十五条を第三十八条とし、第三十四条を第三十七条とする。

第三十三条中「第二十六条の十九」を「第二十六条の二十」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「第二十六条の八第一項」を「第二十六条の九第一項」に改め、同条を第三十五条とし、第三十一条を第三十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

(法第二十六条の五第一項第二号の金額)

第三十三条 法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合には、二億円とする。

(営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数)

第三十四条 法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

第三十条第二項中「四千万円」を「四千五百万円」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十九条の見出し中「特例監理技術者」を「主任技術者又は監理技術者」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条中「第二十六条第三項ただし書」を「第二十六条第三項第二号」に改め、同条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

(法第二十六条第三項第一号イの金額)

第二十八条 法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合には、二億円とする。

(国立大学法人法施行令の一部改正)

第二条 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項の表公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号）第一条、第二条第一項及び第二項、第六条、第十条、第十三条、第十三条、第十六条、第十七条第一項及び第二項、同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む）、第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項の項中「第十六条、第十七条第一項及び第二項」を「第十七条、第十八条第一項及び第二項」に、「第十八条、第十九条第一項、第二十条第一項並びに第二十二條第一項」を「第十九条、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第二十三條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この政令は、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年十二月十三日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中建設業法施行令第四十五条の改正規定 公布の日

二 第一条中建設業法施行令第三十九条第一項の表の改正規定 令和七年一月一日

三 第一条中建設業法施行令第二条の改正規定、同令第七条の四の改正規定、同令第二十七条第一項の改正規定及び同令第三十条第二項の改正規定 令和七年二月一日

2 (経過措置)
前項第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

文部科学大臣 阿部 俊子
国土交通大臣 中野 洋昌
内閣総理大臣 石破 茂

(別記様式)

令和 年 月 日

〇〇 〇〇 殿

所在地
名称
代表者名

(押印不要)

通 知 書

下記のとおり、建設業法第20条の2第2項に基づき、発生するおそれがあると認める工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報を通知します。

記

工事名：

☐ 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第1号)

発生するおそれのある事象※：(例) 国際的な石炭価格上昇に伴うコンクリート価格の高騰

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

☐ 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(建設業法施行規則第13条の14第2項第2号)

発生するおそれのある事象※：(例) 〇〇地震の復旧工事の本格化による交通誘導員の不足

上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先：(例) 報道等のURLを記載又はファイルを別添

※天災その他自然的又は人為的な事象により生じる発注者と受注者の双方の責めに帰することができないものを記載

以上

その他連絡事項(空欄可)(自由記述：上記のほか工期等に影響を与えることが想定される情報等)

(別記様式)

- (注) 1. 本通知書については、建設業法施行規則第13条の14第2項に規定する事象が発生するおそれがあると認めるときに提出するものであり、当該事象の発生するおそれが認められない場合は、提出を求めるものではない。
2. 本通知書を提出する場合は、落札決定（随意契約の場合にあつては、契約の相手方の決定）から契約締結までに提出するものとする。
3. 「上記事象の状況の把握のため必要な情報の入手先」欄においては、受注予定者の通常の事業活動において把握でき、メディア記事、資材業者の記者発表あるいは公的主体や業界団体などにより作成・更新された一定の客観性を有する統計資料等に裏付けられた情報を用いること。（一の資材業者の口頭のみによる情報など、真偽を確認することが困難である情報は除かれることに留意すること。）
4. 本通知書により通知した事象が契約締結後に顕在化した場合は、建設業法第20条の2第3項により、請負契約の変更についての協議を受注者から発注者に対して申し出ることができるが、当該協議については、本件工事の請負契約の規定等（スライド条項の運用基準等を含む。）に基づき対応を行うものであることに留意すること。
5. 本通知書を提出していない場合であっても、本件工事の請負契約の規定に基づき、請負契約の変更について発注者に対して受注者から協議を申し出ることができる。

○ 建設業許可事務ガイドラインについて

(平成 13 年 4 月 3 日国総建第 97 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 12 月 13 日国不建第 134 号

国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱い等について、別添のとおりとりまとめたので、今後の事務処理に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

建設業許可事務ガイドライン

【第 2 条関係】

1. 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事について

法第 2 条第 1 項の別表第一の上欄に掲げる建設工事については、昭和 47 年 3 月 8 日建設省告示第 350 号をもってその内容を示しているところであるが、その具体的な例は、別表のとおりである。

この建設工事の内容及び例示は、現実の建設業における施工の実態を前提として、施工技術の相違、取引の慣行等により整理・分類したものであるが、各工事の内容はそれぞれ他の工事の内容と重複する場合もあることに留意すること。

なお、土木一式工事及び建築一式工事については、必ずしも二以上の専門工事の組み合わせは要件でなく、工事の規模、複雑性等からみて個別の専門工事として施工することが困難なものも含まれる。

2. 許可業種区分の考え方について

各業種における類似した建設工事の区分の考え方等については、次のとおりである。

(1) 土木一式工事

- ① 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ② 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

(2) 建築一式工事

ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体

体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。

(3) 左官工事

- ① 防水モルタルを用いた防水工事は左官工事業、防水工事業どちらの業種の許可でも施工可能である。
- ② ラス張り工事及び乾式壁工事については、通常、左官工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。
- ③ 『左官工事』における「吹付け工事」とは、建築物に対するモルタル等を吹付ける工事をいい、『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいう。

(4) とび・土工・コンクリート工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
 - ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。
- ② 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ③ 「プレストレストコンクリート工事」のうち橋梁等の土木工作物を総合的に建設するプレストレストコンクリート構造物工事は『土木一式工事』に該当する。
- ④ 「地盤改良工事」とは、薬液注入工事、ウエルポイント工事等各種の地盤の改良を行う工事を総称したものである。
- ⑤ 『とび・土工・コンクリート工事』における「吹付け工事」とは、「モルタル吹付け工事」及び「種子吹付け工事」を総称したものであり、法面処理等のためにモルタル又は種子を吹付ける工事をいい、建築物に対するモルタル等の吹付けは『左官工事』における「吹付け工事」に該当する。
- ⑥ 「法面保護工事」とは、法枠の設置等により法面の崩壊を防止する工事である。
- ⑦ 「道路付属物設置工事」には、道路標識やガードレールの設置工事が含まれる。

- ⑧ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。
- ⑨ トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当し、いわゆる建築系の防水工事は『防水工事』に該当する。

(5) 石工事

『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。

- ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
- ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリートブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。
- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(6) 屋根工事

- ① 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。
- ② 屋根断熱工事は、断熱処理を施した材料により屋根をふく工事であり「屋根ふき工事」の一類型である。
- ③ 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。

(7) 電気工事

- ① 屋根一体型の太陽光パネル設置工事は『屋根工事』に該当する。太陽光発電設備の設置工事は『電気工事』に該当し、太陽光パネルを屋根に設置する場合は、屋根等の止水処理を行う工事が含まれる。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(8) 管工事

- ① 「冷暖房設備工事」、「冷凍冷蔵設備工事」、「空気調和設備工事」には、冷媒の配管工事などフロン類の漏洩を防止する工事が含まれる。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。
- ③ 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。
- ④ 建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『管工事』に該当し、トンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事は『機械器具設置工事』に該当する。
- ⑤ 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は、『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。
- ⑥ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(9) タイル・れんが・ブロック工事

- ① 「スレート張り工事」とは、スレートを外壁等にはる工事を内容としており、スレートにより屋根をふく工事は「屋根ふき工事」として『屋根工事』に該当する。
- ② 「コンクリートブロック」には、プレキャストコンクリートパネル及びオートクレイブ養生をした軽量気ほうコンクリートパネルも含まれる。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」並びに『石工事』及び『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」間の区分の考え方は次のとおりである。
 - ・根固めブロック、消波ブロックの据付け等土木工事において規模の大きいコンクリートブロックの据付けを行う工事、プレキャストコンクリートの柱、梁等の部材の設置工事等が『とび・土工・コンクリート工事』における「コンクリートブロック据付け工事」である。
 - ・建築物の内外装として擬石等をはり付ける工事や法面処理、又は擁壁としてコンクリート

ブロックを積み、又ははり付ける工事等が『石工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」である。

- ・コンクリートブロックにより建築物を建設する工事等が『タイル・れんが・ブロック工事』における「コンクリートブロック積み（張り）工事」であり、エクステリア工事としてこれを行う場合を含む。

(10) 鋼構造物工事

- ① 『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」と『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」との区分の考え方は、鉄骨の製作、加工から組立てまでを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「鉄骨工事」であり、既加工された鉄骨を現場で組立てることのみを請け負うのが『とび・土工・コンクリート工事』における「鉄骨組立工事」である。
- ② ビルの外壁に固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ③ 『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」と『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」との区分の考え方は、現場で屋外広告物の製作、加工から設置までを一貫して請け負うのが『鋼構造物工事』における「屋外広告工事」であり、それ以外の工事が『とび・土工・コンクリート工事』における「屋外広告物設置工事」である。

(11) 鉄筋工事

『鉄筋工事』は「鉄筋加工組立て工事」と「鉄筋継手工事」からなっており、「鉄筋加工組立て工事」は鉄筋の配筋と組立て、「鉄筋継手工事」は配筋された鉄筋を接合する工事である。鉄筋継手にはガス圧接継手、溶接継手、機械式継手等がある。

(12) 舗装工事

- ① 舗装工事と併せて施工されることが多いガードレール設置工事については、工事の種類としては『舗装工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。
- ② 人工芝張付け工事については、地盤面をコンクリート等で舗装した上にはり付けるものは『舗装工事』に該当する。

(13) 板金工事

- ① 「建築板金工事」とは、建築物の内外装として板金をはり付ける工事をいい、具体的には建築物の外壁へのカラー鉄板張付け工事や厨房の天井へのステンレス板張付け工事等である。
- ② 「瓦」、「スレート」及び「金属薄板」については、屋根をふく材料の別を示したものにすぎず、また、これら以外の材料による屋根ふき工事も多いことから、これらを包括して「屋根ふき工事」とする。したがって板金屋根工事も『板金工事』ではなく『屋根工事』に該当する。

(14) 塗装工事

下地調整工事及びブラスト工事については、通常、塗装工事を行う際の準備作業として当然に含まれているものである。

(15) 防水工事

① 『防水工事』に含まれるものは、いわゆる建築系の防水工事のみであり、トンネル防水工事等の土木系の防水工事は『防水工事』ではなく『とび・土工・コンクリート工事』に該当する。

② 防水モルタルを用いた防水工事は、左官工事業と防水工事業のどちらの業種の許可でも施工可能である。

(16) 内装仕上工事

① 「家具工事」とは、建築物に家具を据付け又は家具の材料を現場にて加工若しくは組み立てて据付ける工事をいう。

② 「防音工事」とは、建築物における通常の防音工事であり、ホール等の構造的に音響効果を目的とするような工事は含まれない。

③ 「たたみ工事」とは、採寸、割付け、たたみの製造・加工から敷きこみまでを一貫して請け負う工事をいう。

(17) 機械器具設置工事

① 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

② 「運搬機器設置工事」には昇降機設置工事も含まれる。

③ 「給排気機器設置工事」とはトンネル、地下道等の給排気用に設置される機械器具に関する工事であり、建築物の中に設置される通常の空調機器の設置工事は『機械器具設置工事』ではなく『管工事』に該当する。

④ 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。

(18) 電気通信工事

① 既に設置された電気通信設備の改修、修繕又は補修は『電気通信工事』に該当する。なお、保守（電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るために実施する点検、整備及び修理をいう。）に関する役務の提供等の業務は、『電気通信工事』に該当しない。

② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(19) 造園工事

① 「植栽工事」には、植生を復元する建設工事が含まれる。

② 「広場工事」とは、修景広場、芝生広場、運動広場その他の広場を築造する工事であり、「園路工事」とは、公園内の遊歩道、緑道等を建設する工事である。

- ③ 「公園設備工事」には、花壇、噴水その他の修景施設、休憩所その他の休養施設、遊戯施設、便益施設等の建設工事が含まれる。
- ④ 「屋上等緑化工事」とは、建築物の屋上や壁面等を緑化する建設工事である。
- ⑤ 「緑地育成工事」とは、樹木、芝生、草花等の植物を育成する建設工事であり、土壌改良や支柱の設置等を伴って行う工事である。

(20) 水道施設工事

- ① 上下水道に関する施設の建設工事における『土木一式工事』、『管工事』及び『水道施設工事』間の区分の考え方は、公道下等の下水道の配管工事及び下水処理場自体の敷地造成工事が『土木一式工事』であり、家屋その他の施設の敷地内の配管工事及び上水道等の配水小管を設置する工事が『管工事』であり、上水道等の取水、浄水、配水等の施設及び下水処理場内の処理設備を築造、設置する工事が『水道施設工事』である。

なお、農業用水道、かんがい用排水施設等の建設工事は『水道施設工事』ではなく『土木一式工事』に該当する。

- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に該当する。

(21) 消防施設工事

- ① 「金属製避難はしご」とは、火災時等にのみ使用する組立式のはしごであり、ビルの外壁に固定された避難階段等はこれに該当しない。したがって、このような固定された避難階段を設置する工事は『消防施設工事』ではなく、建築物の躯体の一部の工事として『建築一式工事』又は『鋼構造物工事』に該当する。
- ② 『機械器具設置工事』には広くすべての機械器具類の設置に関する工事が含まれるため、機械器具の種類によっては『電気工事』、『管工事』、『電気通信工事』、『消防施設工事』等と重複するものもあるが、これらについては原則として『電気工事』等それぞれの専門の工事に区分するものとし、これらいずれにも該当しない機械器具あるいは複合的な機械器具の設置が『機械器具設置工事』に該当する。

(22) 清掃施設工事

- ① 公害防止施設を単体で設置する工事については、『清掃施設工事』ではなく、それぞれの公害防止施設ごとに、例えば排水処理設備であれば『管工事』、集塵設備であれば『機械器具設置工事』等に区分すべきものである。
- ② し尿処理に関する施設の建設工事における『管工事』、『水道施設工事』及び『清掃施設工事』間の区分の考え方は、規模の大小を問わず、浄化槽（合併処理槽を含む。）によりし尿を処理する施設の建設工事が『管工事』に該当し、公共団体が設置するもので下水道により収集された汚水を処理する施設の建設工事が『水道施設工事』に該当し、公共団体が設置するもので汲取方式により収集されたし尿を処理する施設の建設工事が『清掃施設工事』に

該当する。

(23) 解体工事

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ『土木一式工事』や『建築一式工事』に該当する。

【第3条関係】

1. 許可の区分について

(1) 大臣許可と知事許可

国土交通大臣の許可と都道府県知事の許可の区分については、二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業しようとする場合には国土交通大臣の許可、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合には都道府県知事の許可とされているが、この場合における営業所は、当該許可に係る建設業を営むすべての営業所と解して取り扱う。すなわち、許可を受けた業種について軽微な建設工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号。以下「令」という。）第1条の2第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）のみを請け負う営業所についても法で規定する営業所に該当し、当該営業所が主たる営業所の所在する都道府県以外の区域内に設けられている場合は、国土交通大臣の許可として取り扱うこととなる。

(2) 一般建設業の許可と特定建設業の許可

許可は、一般建設業と特定建設業の別に区分して行うものであり、同時に一の建設業につき一般建設業の許可と特定建設業の許可が重複することはあり得ない。ただし、一の建設業者につき二以上の業種について、それぞれ一般建設業の許可及び特定建設業の許可をすることは差し支えない。

2. 営業所の範囲について

「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。したがって、本店又は支店は常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等、建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、当然本条の営業所に該当する。

また「常時建設工事の請負契約を締結する事務所」とは、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等、請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいい、契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かを問わない。

なお、1.（1）のとおり、許可を受けた業種については軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては当該業種について営業することはできない。

3. 令第1条の2の「軽微な建設工事」について

(1) 「木造」とは、建築基準法第2条第5号に定める主要構造部が木造であるものをいう。

(2) 「住宅」とは、住宅、共同住宅及び店舗等との併用住宅で延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものをいう。

- (3) 「軽微な建設工事」に該当するか否かを判断するに当たっては、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額により判断し、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額により、判断することとする。

4. 令第2条の「下請代金の額」について

発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、元請負人が4,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上の工事を下請施工させようとする時の4,500万円には、元請負人が提供する材料等の価格は含まない。

5. 同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）について

建設業者から業種追加の申請がなされた場合（般・特新規申請の場合を含む。）において、当該申請時点において既に有している許可とは別に許可をすると、許可年月日と許可の有効期間が異なるものとして存在することとなり、建設業の許可を行った国土交通大臣にあつては許可事務の円滑化を阻害し、また、建設業者にあつても許可の更新時期の失念等の原因となり、法の適正な運用を図る上で不都合を生ずることとなるので、同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 同一業者で別個に二以上の許可を受けているものについては、一の許可の更新を申請する際に、有効期間の残っている他の建設業の許可についても、できるだけ同時に一件の許可の更新として申請させるものとし、すべてをあわせて一件の許可の更新として許可するものとする。
- (2) 建設業者が業種追加の申請をしようとする場合には、有効期間の残っている他の建設業の許可についても同時に許可の更新を申請することができるものとし、業種追加の許可とその他の許可の更新（別個に二以上の許可を受けている場合はそのすべて）とをあわせて一件として許可することができるものとする。

ただし、この場合、業種追加の申請についてある程度の審査期間が必要となるため、それと同時に更新を申請することができるその他の建設業の許可の有効期間は、原則として6カ月以上残っていることを必要とするものとして取り扱う。

6. 許可の有効期間の取扱いについて

- (1) 許可の有効期間は、許可のあつた日から5年目の許可があつた日に対応する日の前日をもって満了する。なお、当該期間の末日が日曜等の休日であってもその日をもって満了する。
- (2) 建設業者から複数の建設業の許可の有効期間の調整（一本化）をする旨の申請が行われた場合における許可の有効期間については、有効期間が残っている建設業の許可についても新たに申請を行ったものとして取り扱う。

7. 一般建設業許可と特定建設業許可の間の移行に係る申請があつた場合の従前の許可の効力等について

(1) 建設業者から、

① 一般建設業の許可の有効期間の満了の日以前に、当該許可に係る建設業について特定建設業の許可への移行に係る申請があった場合

② 特定建設業の許可の有効期間の満了の日以前に、当該許可に係る建設業について一般建設業の許可への移行に係る申請があった場合

であつて、当該有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、法第3条第4項に規定する「更新の申請」とみなして取り扱う。

(2) (1)の申請があった場合において、従前の許可の有効期間の満了の日までに当該申請に対する処分がされないときは、(1)①の場合にあつては一般建設業の許可の有効期間満了後特定建設業の許可に係る処分がされるまでの間は一般建設業の許可は、(1)②の場合にあつては特定建設業の許可の有効期間満了後一般建設業の許可に係る処分がされるまでの間は特定建設業の許可は、なおその効力を有するものとして取り扱う。

(3) なお、当該建設業者が法第29条に該当する場合については、(1)及び(2)の取扱いは当然受けないものである。

8. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可の更新の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第3条第4項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後、当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

9. 許可の通知について

(1) 建設業の許可をした場合は、別紙1により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者又は代理人（以下「申請者等」という。）あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする（以下の(2)及び(3)においても同様の取扱いとする。）。

(2) 知事許可から大臣許可への許可換えをした場合は、別紙2により通知する。

(3) 一般建設業の許可から特定建設業の許可へ移行した場合は、別紙3により通知する。

(4) 申請者等が建設業許可・経営事項審査電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）を使用して申請した場合において、当該申請者等が、電子申請システムにより許可の通知を受けることを選択したときは、許可行政庁は、別紙1から別紙3までに電子署名を行い、電子申請システムにより申請者等に対し通知する。

【第3条の2関係】

許可に付する条件について

許可の条件は、建設工事の適正な施工の確保及び発注者の保護を図ることを目的として、許可

の効果に制限を加えるものである。したがって、付することができる条件は、こうした目的に照らして一定の制約があり、どのような場合にどのような条件を付するかは、個々具体の事例に即して判断する。

また、法令上の義務を履行することを許可の条件として付することも可能ではあるが、この場合には、当該条件違反があったとしても、法第29条第1項第8号に該当する場合を除き、同条第2項の規定により許可を取り消す前に、当該義務の履行を確保するための指示をし、又は営業停止を命ずることとする。

なお、一般建設業者に関する法第7条第1号及び第2号に掲げる基準並びに特定建設業者に関する法第7条第1号及び法第15条第2号に掲げる基準については、これらを満たさなくなれば法第29条第1項第1号に該当するものとして許可を取り消さなければならないので、当該基準を満たさなくなった場合に関する条件を付する余地はない。

【第4条関係】

附帯工事について

建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事のほか、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事（以下「附帯工事」という。）をも請け負うことができるが、この附帯工事とは、主たる建設工事の施工により必要を生じた他の従たる建設工事又は主たる建設工事を施工するために生じた他の従たる建設工事であって、それ自体が独立の使用目的に供されるものではないものをいう。

附帯工事の具体的な判断に当たっては、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かを総合的に検討する。

【第5条及び第6条関係】

1. 法及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）に規定する許可申請書及び許可申請書の添付書類（以下「許可申請書類」という。）の取扱いについて

- （1）申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合には、許可申請書類に記載すべき事項を電子申請システム上に入力させ、及び電子申請システム上において許可申請書類のPDFファイル等を添付し提出させることとする。
- （2）許可申請を取り下げようとする者については、許可申請の取下げ願書（別紙4）を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、許可申請書類を申請者等あてに返却する。

なお、当該許可申請書類は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該返却に係る許可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- （3）許可申請を却下する場合には、申請者等あてに許可の拒否通知書（別紙5）を送付または手交することとし、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。
- （4）許可申請書類以外の書類については、許可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に関し、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めないこと。

2. 許可申請書類の審査要領について

(1) 建設業許可申請書（様式第一号）について

① 建設業の許可は、一般建設業と特定建設業に区分して行われるが、許可申請は、一枚の建設業許可申請書により同時に行うことができる。ただし、登録免許税又は許可手数料については、一般建設業と特定建設業を別個に取り扱う。

② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

0 1 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、申請時において既に許可を受けている者（許可換え新規（下記参照）を申請する者を除く。）については、現在有効な許可のうち最も古いものの許可番号と許可年月日を記入する。

0 2 「申請の区分」の欄は、次の分類に基づき該当する数字を記入する。

「新規」……………現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が、許可を申請する場合

「許可換え新規」……法第9条第1項各号のいずれかに該当することにより、現在有効な許可を受けている許可行政庁以外の許可行政庁に対し、新たに許可を申請する場合

「般・特新規」……………一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合

この場合、一般建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部又は一部について特定建設業の許可を申請するときは、法第3条第6項の規定により、その申請をそのまま「般・特新規」として取り扱って差し支えないが、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の一部について一般建設業の許可を申請しようとするときは、事前に当該一部の特定建設業を廃止させた後、新たに「般・特新規」として一般建設業の許可を申請させることを必要とする。ただし、特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業の全部について一般建設業の許可を申請しようとする場合には、特定建設業の全部を廃業させた後、新たに一般建設業の許可を申請させる必要があるので、「般・特新規」ではなく「新規」に該当する。

「業種追加」……………一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合、又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合

「更新」……………既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合

0 3 「申請年月日」の欄は、申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以

下「地方整備局長等」という。)に対して提出のあった年月日を記載する。)

- ③ 「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本社、本店等の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載させ、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、許可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、許可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、許可の拒否・取消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

- ④ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。

- ⑤ 「連絡先」の欄には、許可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の所属等、氏名、電話番号及びファックス番号を記載させる。

- ⑥ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄には、法第5条第3号に規定する役員等(以下「役員等」という。)に該当する者を記載させる。なお、同号で規定する「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等(以下「執行役員等」という。)は役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」(規則第7条第1号口の常勤役員等^(注)を直接に補佐する者として申請があつた者も含む。以下同じ。)のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)についても記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同等以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。

注)「常勤役員等」とは、法人である場合はその役員のうち常勤であるもの、個人である場合はその者又はその支配人をいう。以下同じ。

- ⑦ 建設業許可申請書(様式第一号)別紙二(1)「営業所一覧表(新規許可等)」及び別紙二(2)「営業所一覧(更新)」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの(単なる登記上の本社、本店等)はこれに該当しない。

⑧ 従たる営業所が複数あることにより、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（１）（営業所一覧表（新規許可等））又は別紙二（２）「営業所一覧表（更新）」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載は省略できるものとする。

⑨ 建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第一号別紙二）に記載された営業所の順に営業所技術者等名を記載させる。

（２）工事経歴書（様式第二号）について

① この表は、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に対応する建設工事の種類ごとに作成させるもので、他の建設工事と二重に計上することはできない。例えば、建築一式工事で請け負った場合、この工事を管工事又は電気工事とその他の工事に分割し、それぞれ管工事、電気工事又は建築一式工事に分割計上することはできず、建築一式工事として計上する。また、水道本管埋設工事の場合は、通常、水道施設工事に該当するが、道路の大規模な改修等と複合しており、その工事が土木一式工事とみなし得る場合には、土木一式工事として計上することはできるが、両方の建設工事に計上することはできない。

② 本表には、申請又は届出を行う日の属する事業年度の前事業年度の完成工事及び未成工事を記載させる。なお、本表への記載を要する完成工事の範囲については、申請又は届出を行う者が法第27条の26の規定に基づく経営規模等評価の申請を行う者であるか否かにより異なる。

（a）経営規模等評価の申請を行う者の場合

イ 元請工事（発注者から直接請け負った工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載させる。

ただし、当該合計額が1,000億円を超える場合は、1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事については、10件を超えて記載させる必要はない。

ロ イに該当する完成工事に係る請負代金の額の記載に続けて、総完成工事高の7割を超えるところまで、イで記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載させる。

ただし、当該総完成工事高が1,000億円を超える場合は、1,000億円を超えるところまで記載させる。

また、軽微な建設工事については、10件（上記イにおいて記載された軽微な建設工事の件数を含む。）を超えて記載させる必要はない。

（b）経営規模等評価の申請を行わない者の場合

完成工事に係る請負代金の額の記載に関しては、主な工事について請負代金の額の大きい順に記載させる。

④ 経営規模等評価の申請を行う者が本表を作成する場合には、「請負代金の額」にあつては、消費税及び地方消費税の額を除いた額を記載させるよう指導するものとする。

⑤ 「注文者」及び「工事名」の欄の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。例えば、注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等

の記載が考えられる。

(3) 直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第三号）について

- ① 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事の請負代金の額を記載させる。なお、「工事」の欄は、工事实績の有無にかかわらず、許可を受けようとする建設業に係る建設工事及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事の種類をすべて記載させる。
- ② 「その他の建設工事の施工金額」の欄には、許可を受けようとする建設業及び既に許可を受けている建設業に係る建設工事以外の建設工事の請負代金の額を記載させる。

(4) 使用人数（様式第四号）について

- ① 「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所ごとに専任で置かれる技術者（以下「営業所技術者等」という。）はもちろん、それ以外の者でも法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する者はすべて含まれる。
- ② 同一の者が「その他の技術関係使用人」と「事務関係使用人」の両方に該当する場合には、その者の職務内容を勘案し、どちらか主として従事する職務の区分に含めて記載させる。

(5) 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第七号）について

- ① 規則第7条第1号イに該当する常勤役員等（以下「常勤役員等」という。）が同時に営業所技術者等の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該営業所技術者等を兼ねることができる。
- ② 本証明書は、証明者別に作成させる。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ③ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人が解散等している場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者とすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。
- ④ 常勤役員等として証明された者について規則第7条の2第1項の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、17「申請又は届出の区分」は、「2. 変更」として扱い、「2」を記入させる。なお、常勤役員等の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
- ⑤ 常勤役員等の略歴書（様式第七号別紙）は、常勤役員等について、「従事した職務内容」の欄には、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
- ⑥ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、証明者が他社の使

用者である場合など申請者等以外である場合は、電子申請システム上において、申請者等に、証明者の作成した証明書を添付し提出させるとともに、当該証明書（「証明者」の欄を除く。）に記載の事項を入力させること。

（６）常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第七号の二）について

- ① 規則第７条第１号ロに該当する常勤役員等は、営業所技術者等の要件を備えている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該営業所技術者等を兼ねることができる。
- ② 規則第７条第１号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者（以下「補佐する者」という。）が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その１人の者が当該業務経験に係る補佐する者を兼ねることができる。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱う。
- ③ 本証明書は、証明者別に作成させる。また、被証明者が休職又は出向等によって経験期間が中断している場合であって、証明者が同一人であるときは、「経験年数」の欄に実際の経験期間を別々に明記して一枚の証明書で証明することができるものとする。
- ④ 「証明者」は、原則として使用者（法人の場合は代表者、個人の場合は当該本人）でなければならない。ただし、法人が解散等している場合には、被証明者と同等以上の役職にあった者としてすることができるものとし、この場合、「備考」欄にその理由を記載させる。なお、これらの者の証明を得ることができない正当な理由があり、やむを得ず自己証明する者については、「備考」欄にその理由を記載させ、必要な場合には当該事実を証し得る第三者の証明書又はその他の書類を添付させること。
- ⑤ 補佐する者は、同一の者が複数の補佐する者を兼ねる場合であっても、それぞれの業務経験ごとに作成させること。
- ⑥ 常勤役員等又は補佐する者として証明された者について規則第７条の２第１項の規定により氏名の変更を行う場合には、本様式を用いること。この場合、

1	7
---	---

、

2	2
---	---

、

2	7
---	---

、

3	1
---	---

「申請又は届出の区分」は、「２．変更」として扱い、「２」を記入させる。なお、常勤役員等又は補佐する者の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
- ⑦ 常勤役員等の略歴書（様式第七号の二別紙一）及び常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書（様式第七号の二別紙二）は、要件を満たす常勤役員等及び補佐する者それぞれについて、「従事した職務内容」の欄に、建設業の経営経験が明らかになるように具体的に記載させるものとする。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第８条に該当する場合には、原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。
- ⑧ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、証明者が他社の使用者である場合など申請者等以外である場合は、電子申請システム上において、申請者等に、証明者の作成した証明書を添付し提出させるとともに、当該証明書（「証明者」の欄を除く。）に記載の事項を入力させること。

(7) 健康保険等の加入状況（様式第七号の三）について

- ① 規則第3条第1項第2号の「届書を提出したことを証する書面」は、「健康保険」及び「厚生年金保険」については、申請時の直前の健康保険及び厚生年金保険の保険料の納入に係る「領収証書又は納入証明書」の写し若しくはこれらに準ずる資料、「雇用保険」の加入状況の確認については、申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」の写し若しくはこれらに準ずる資料とする。これらの書類を提出できない者にあつては、届書の写し（受付印があるものに限る。）など、届書を提出していることが確認できるものの提出で代替することも認めるものとする。
- ② 「従業員数」については、様式に記載された人数で、健康保険等の加入が必要な営業所であるかを確認することとする。

(8) 営業所技術者等証明書（様式第八号）について

- ① 建設業許可申請時（更新を除く。）及び営業所技術者等の変更がある場合は、新規・変更用（様式第八号）を使用させる。なお、営業所技術者等の変更がある場合には、様式第二十二号の二（変更届出書）による届出も必要となることに留意すること。
- ② 新規許可等を申請するに当たっての本様式の作成については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙二（1）「営業所一覧表（新規許可等）」に記載された営業所の順に、当該営業所技術者等について記載させる。
- ③ 6 4の「今後担当する建設工事の種類」及び「現在担当している建設工事の種類」の欄は、特定営業所技術者になり得る資格を有する者の場合であっても、同人が現在営業所技術者等となっている建設業が一般建設業の場合には、「1」、「4」又は「7」を記入させる。
- ④ 6 4の「今後担当する建設工事の種類」の欄には、既に営業所技術者等として証明されている者が新たに他の建設業の営業所技術者等となる場合には、既に担当している建設工事を含め、今後担当する建設工事の種類のすべてについて、記載要領7に掲げる分類に従い、該当する数字を記入させる。
- ⑤ 般・特新規若しくは業種追加を申請する場合又は営業所技術者等の担当業種若しくは有資格区分の変更に係る届出の場合、営業所技術者等としての基準を満たしていることを証するために添付する証明書については、6 4の「現在担当している建設工事の種類」の欄に記載された建設工事の種類に係るものの提出は省略できる。ただし、当該証明書が、同時に、新たに追加される建設工事に係るものとなっている場合には、省略することができない。
- ⑥ 6 5の「有資格区分」の欄は、証明しようとする営業所技術者等が他に資格を有している場合であっても、同人が営業所技術者等となる建設業に係る資格のみを記載させる。
- ⑦ 規則第7条の3第2号の表中「大工工事業」の項第四号若しくは第五号、「とび・土工事業」の項第六号若しくは第七号、「屋根工事業」の項第四号、「しゅんせつ工事業」の項第三号、「ガラス工事業」の項第三号、「防水工事業」の項第三号、「内装仕上工事業」の項第四号若しくは第五号、「熱絶縁工事業」の項第三号、「水道施設工事業」の項第三号、「解体工事業」の項第五号、第六号若しくは第七号に該当する者（以下「実務経験要件緩和対象者」という。）又は「建設業法施行規則第七条の三第一号、第二号又は第三号に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認める者を定める件」（平成17年国土

交通省告示第1424号) 第二号若しくは第三号に該当する者として営業所技術者等の証明をする場合は、本証明書の資格区分欄には、規則別表(二)の分類に従い「99」を記載させる。

(9) 実務経験証明書(様式第九号)について

- ① 「実務経験の内容」の欄には、「使用された期間」内において、具体的に建設工事に携わった実務の経験について記載させるものとし、例えば、「都市計画街路〇〇線改良工事現場主任」、「〇〇駅ビル増改築工事現場監督」等のように具体的工事件名をあげて、建設工事に関する実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載させる。
- ② 「実務経験年数」の欄には、上記①の「実務経験の内容」の欄に記載された建設工事に係る経験期間を記載させ、それらの合計期間が記載された「合計」欄の年数が必要年数を満たしているかを確認する。この場合、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までにとび・土工事業許可で請け負った解体工事に係る実務の経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務の経験の期間として二重に計算できるものとする。なお、所定の用紙内に記載しきれないときは、適宜用紙を追加して必要な実務経験年数に達するまで記載させるものとする。
- ③ 「証明者」は、常勤役員等証明書の「証明者」(上記(5)の③及び⑥)に準じて取り扱うものとする。
- ④ 電気工事及び消防施設工事については、それぞれ電気工事士法、消防法等により電気工事士免状及び消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ、一定の工事に直接従事できないこととされているので、審査に当たって十分注意すること。また、解体工事については、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)施行後は、軽微な建設工事であっても同法に基づく解体工事業登録が必要となるので、同様に審査に当たっては十分に注意すること。

(10) 指導監督的実務経験証明書(様式第十号)について

- ① 「指導監督的な実務の経験」としては、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるものに関し、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要である(令の改正に伴う経過措置により、平成6年12月28日前における請負代金の額が3,000万円以上の建設工事に関して積まれた経験及び昭和59年10月1日前における請負代金の額が1,500万円以上の建設工事に関して積まれた経験は、4,500万円以上の建設工事に関する実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することができる。)。なお、発注者から直接請け負った建設工事に関する経験のみを認めるものであるので、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含むことができない。
- ② 「証明者」は、常勤役員等証明書の「証明者」(上記(5)の③及び⑥)に準じて取り扱うものとする。
- ③ 実務の経験は、発注者から直接請け負った一件の建設工事の請負代金の額が、4,500万円以上のもの(平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの)について記載させるものとする。この場合の「請負代金の額」は、「実務経験の内容」欄に記載された建設工事の請負代金の額とし、

その請負代金の額に変更があった場合には、変更後の請負代金の額とする。

- ④ 「実務経験の内容」及び「実務経験年数」の欄については、実務経験証明書（（９）の①及び②）に準じて取り扱うものとする。

(11) その他営業所技術者等の証明書類（規則第３条第２項及び第１３条第２項）について

- ① 規則第３条第２項第３号に規定する「法第７条第２号ハの規定により知識及び技術又は技能を有すると認定された者であることを証する証明書」又は規則第１３条第２項第１号に規定する「法第１５条第２号イの規定により国土交通大臣が定める試験に合格したこと又は国土交通大臣が定める免許を受けたことを証する証明書」のうち、法第２７条第１項に規定する技術検定に合格したことを証明する書類としては、原則として、同条第５項に規定する合格証明書により確認することとするが、技術検定試験の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする。なお、合格通知書は合格証明書に代わるものではなく、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則とする。
- ② 規則第３条第２項第４号又は規則第１３条第２項第４号（監理技術者資格者証の写し）により、法第７条第２号又は法第１５条第２号の基準を満たすことを証明する場合には、学校の卒業証明書、（９）の実務経験証明書及び（１０）の指導監督的実務経験証明書並びに①の技術検定の合格証明書等の提出は要しない。その際、「監理技術者資格者証」の有効期限が切れている場合であっても、「資格」や「実務経験」は認めるものとする。
- ③ 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、過去に提出された証明書類を直接に確認できる場合又は電子申請システムと他のシステムの情報連携により証明書類により確認すべき事項を電子申請システム上で確認できる場合は、証明書類の添付は要しない（情報連携により添付を要しない証明書類は、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」（令和四年国土交通省告示第1302号）を参照。）。

(12) 建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）について

「建設業法施行令第３条に規定する使用人」とは、建設工事の請負契約の締結及びその履行に当たって、一定の権限を有すると判断される者、すなわち支配人及び支店又は営業所（主たる営業所を除く。）の代表者である者が該当する。これらの者は、当該営業所において締結される請負契約について総合的に管理することや、原則として、当該営業所において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワーク（営業所等の勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、当該所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）していることが求められる。

なお、この表は、これらの者のうち役員を兼ねている者についても記載させるものとする。

(13) 許可申請者（法人の役員等 本人 法定代理人 法定代理人の役員等）の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）について

本調書は、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者全員について作成させるものとするが、「常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書」又は「常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書」に記載されている役員等については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

(14) 建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）について

この調書は、「建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表」（様式第十一号）に記載された者全員について作成するものとするが、役員等を兼ねている者については、本調書の作成は要しない。なお、「賞罰の内容」の欄に具体的な記載がない場合に行政処分等の事実が確認され、当該事実が法第8条に該当する場合には原則として「虚偽申請」として取り扱うこととする。

(15) 市町村の長の証明書（規則第4条第1項第5号）について

① 市町村の長の証明書の内容について

(a) 規則第4条第1項第5号に規定する「市町村の長の証明書」については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において交付を受けられる。

(b) 上記証明書については、申請又は届出日前3月以内に交付されたものであるものとする。

② 市町村の長の証明書の添付について

市町村の長の証明書の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせ、誓約書（様式第六号）に市町村の長の証明書を添付させる。

(b) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第3条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び市町村の長の証明書は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第3条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び市町村の長の証明書は省略することができるものとする。

(16) 附属明細表（様式第十七号の三）について

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができるものとする。

(17) 営業の沿革（様式第二十号）について

法に基づき最初に受けた登録及び許可について、その記号番号を付して記載させるものとし、建設業者が行政処分、行政罰その他の罰を受けたものについては、その内容を記載させるものとする。

3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について

(1) 規則第8条の2に規定する「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に該当しないことは、次の①又は②に掲げる書類において確認する。

① 登記事項証明書及び市町村の長の証明書

登記事項証明書等の内容について

イ 登記事項証明書については、法務局及び地方法務局において交付を受けられる。

ロ 市町村の長の証明書については、当該証明書の交付を受けようとする者の本籍地の市区町村において交付を受けられる。

ハ 上記イ及びロの証明書（以下「登記事項証明書等」という。）については、申請又は届出日前3月以内に交付されたものであるものとする。

② 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

医師の診断書の内容について

医師の診断書は契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨が記載され、その根拠について記載されているものをもって確認する。なお、当該医師の診断書については、申請又は届出日前3月以内に発行されたものであるものとする。

(根拠として記載される事項の例)

A 医学的診断

- ・ 診断名
- ・ 所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
- ・ 各種検査結果（長谷川式認知症スケール、MMSE、脳の萎縮または損傷の有無、知能検査等）
- ・ 短期間内に回復する可能性

B 判断能力についての意見

- ・ 見当識の障害の有無
- ・ 他人との意思疎通の障害の有無
- ・ 理解力・判断力の障害の有無
- ・ 記憶力の障害の有無

C 参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

D その他許可行政庁が必要と認める事項

(2) 登記事項証明書等又は医師の診断書の添付について

登記事項証明書等又は医師の診断書の添付については、次のとおり取り扱うものとする。

(a) 新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合

新たな者が役員及び令第3条に定める使用人になった場合は、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせ、誓約書（様式第六号）には登記事項証明書等又は医師の診断書を添付させる。

(b) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者に変更があった場合

役員及び令第3条に定める使用人並びに個人である場合のその者として既に登録されている者の役職、氏名、住所、所属する営業所の名称に変更があった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

(c) 役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が該当しなくなった場合

役員及び令第3条に定める使用人として既に登録されている者が当該建設業者の役員及び令第3条に定める使用人でなくなった場合には、変更届出書（様式第二十二号の二）による届出を行わせる。その際、当該者に係る誓約書（様式第六号）及び登記事項証明書等又は医師の診断書は省略することができるものとする。

(3) 国土交通大臣の許可に係る許可要件等の確認について

許可等をするに当たっては、申請又は届出に係る常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者（規則第7条第1号）及び営業所技術者等が、法に規定する要件に適合しているか否か等を確認する必要があるので、次の①から③に掲げる方法により、その確認を行うこととする。

また、必要に応じ、法第31条第1項の規定に基づく営業所への立入検査等を実施し、不正又は虚偽が認められる場合は、許可の拒否・取消をもって臨むなど、厳正な運用に努めることとする。

①常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者に係る許可要件の確認

常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の経験年数の確認（【第7条関係】1.（1）⑦の場合を除く。）については、商業登記簿謄本その他建設業の経営業務に関する経験を確認することができる資料の提出又は提示（申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、許可行政庁が、当該資料により確認すべき事項を電子申請システムと他のシステムの情報連携により確認できる場合又は当該他のシステムを直接確認できる場合は、当該資料の添付は要しない。）を申請者等に求めることにより行うものとする。また、常勤性については、例えば健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しや住民税特別徴収税額通知書の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする。

②営業所技術者等に係る許可要件の確認

営業所技術者等に係る常勤性の確認については、例えば健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額通知書の写し、所属企業の雇用証明書の写し若しくはこれらに準ずる資料の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする。また、実務経験年数を確認することができる書類を求める場合、確認のための書類については、建設業の許可通知書、請負契約書等が考えられるが、特定の書類だけに限定する必要は

ない。

- ③営業所の確認（般・特新規、業種追加及び更新に係る申請並びに変更届において、従前の営業所に変更がない場合は除く。）

営業所の確認については、営業所の写真の提出又は提示を申請者等に求めることにより行うものとする。営業所の写真とは、営業所の形態を確認できるもので、営業所のある建物の外観、入口付近、営業所の内部及び規則第25条第2項前段に規定する標識の掲示が確認できるものを撮影したものとする。なお、営業所の写真の提出又は提示を申請者等に求める際は、その営業所を使用する権原を確認するために、自己所有又は賃貸借等の別についても確認すること。

4. 提出書類の省略について

更新、般・特新規又は業種追加を申請する者は、申請する際に既に提出されている添付書類との重複を避けるため、規則第4条の規定に基づき、次のとおりその提出を省略することができることとされている。

- (1) 許可の更新を申請する者は、営業所技術者等に係る書面については、建設業許可申請書（様式第一号）別紙四「営業所技術者等一覧表」のみを提出すればよく、規則第3条第2項各号に掲げる証明書等の提出は要しない。

また、工事経歴書（様式第二号）、直前三年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）、財務諸表（様式第十五号から第十九号まで）及び納税証明書の提出は省略でき、記載事項に変更がない場合に限り、定款、商業登記簿の謄本、株主（出資者）調書（様式第十四号）、所属建設業者団体名（様式第二十号の二）及び主要取引金融機関名（様式第二十号の三）についてもその提出は省略できる。

- (2) 般・特新規又は業種追加を申請する者は、規則第4条第1項に規定する添付書類のうち、建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表（様式第十一号）、許可申請者の住所、生年月日等に関する調書（様式第十二号）、建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書（様式第十三号）、並びに規則第4条第1項第5号及び第6号に規定する証明書のみを提出すればよく、他の書類の提出はすべて省略できる。

- (3) 許可換え新規を申請しようとする者は、工事経歴書（様式第二号）、直前3年の各事業年度における工事施工金額を記載した書面（様式第三号）、使用人数を記載した書面（様式第四号）の提出を省略できる。

【第7条関係】

1. 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて（第1号）

- (1) 適正な経営体制について（規則第7条第1号）

- ① 「常勤役員等」とは、法人である場合においてはその役員のうち常勤であるもの、個人である場合にはその者又はその支配人をいう。

「役員」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

なお、「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいい、「取締役」とは、株式会社の取締役をいい、「執行役」とは、指名委員会等設置会社の執行役をいう。また、「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種組合等の理事等をいう。

執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等については、原則として「役員」には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等（建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（例えば、建築部門・土木部門の両方を有する会社において建築部門のみを分掌する場合など一部の営業分野のみを分掌する場合や、資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限移譲を受けた執行役員等を除く。以下同じ。）については、「これらに準ずる者」として含まれるものとする。

当該執行役員等が、「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類により確認するものとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
 - ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（業務分掌規程その他これに準ずる書類）
 - ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類）
- ② 「役員のうち常勤であるもの」とは、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事（テレワークを行う場合を含む。）している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。
- ③ 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。
- ④ 「建設業に関し」とは、全ての建設業の種類をいい、業種ごとの区別をせず、全て建設業に関するものとして取り扱うこととする。
- ⑤ 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等の建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。
- ⑥ 「経營業務の管理責任者に準ずる地位にある者（経營業務を執行する権限の委任を受けた者に限る。）として経營業務を管理した経験」（以下「執行役員等としての経験」という。）

とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。

イ 建設業に関する執行役員等としての経験の期間と、建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、規則第7条第1号イ(2)に該当するものとする。

ロ 同号イ(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・業務執行を行う特定の事業部門が建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（業務分掌規程その他これに準ずる書類）
- ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類）
- ・執行役員等としての経験の期間を確認するための書類（取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類）

⑦ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験について

イ 経營業務の管理責任者を補佐する業務に従事した経験（以下「補佐経験」という。）とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等、営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位にある者）にあつて、建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

ロ 建設業に関する補佐経験の期間と、執行役員等としての経験及び経營業務の管理責任者としての経験の期間が通算6年以上である場合も、規則第7条第1号イ(3)に該当するものとする。

ハ 建設業に関する6年以上の補佐経験を有する者については、法人、個人又はその両方における経験であるかを問わないものとする。

ニ 同号イ(3)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号及び別紙6-1による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号イに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・被認定者による経験が業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための

書類（組織図その他これに準ずる書類）

- ・被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・補佐経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑧ 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請業者への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。以下同じ。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。

これらの経験は、申請を行っている建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を常勤で行うことをいい、組織図その他これに準ずる書類によりこれを確認するものとする。同号ロに該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6－3による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号ロに掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑨ 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、当該地位での経験を積んだ会社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。規則第7条第1号ロ（1）に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号の二及び別紙6－2による認定調書に加え、次に掲げる書類において、被認定者が同号ロ（1）に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・被認定者における経験が「財務管理」、「労務管理」又は「業務運営」の業務経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）
- ・役員等に次ぐ職制上の地位における経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）

- ⑩ 規則第7条第1号イ、ロ又はハに該当する者が営業所技術者等としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該営業所技術者等を兼ねることができるものとする。

（2）社会保険の加入について（規則第7条第2号）

- ① 「営業所」は法第3条に規定する営業所（本店又は支店若しくは常時請負契約を締結する事務所）であり、健康保険法第34条又は厚生年金保険法第8条の2などの規定により、二以上の適用事業所が一の適用事業所とされたことにより適用事業所でなくなった営業所は当

然ここでいう「適用事業所」には含まれない。また、雇用保険については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の継続事業の一括の手続きにより、一の事業とみなされた事業に係る事業所以外の事業所である営業所についても、ここでいう「適用事業の事業所」には該当しない。

- ② 雇用保険について、営業所が雇用保険事業所非該当承認を受けている場合は、「雇用保険法の適用が除外される場合」に該当するものとし、事業所非該当承認通知書の写しを提出させること。

2. 営業所技術者等について（第2号）

- (1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても営業所技術者等として取り扱う。

ただし、次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ① 住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ② 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ③ 建築士事務所を管理する建築士や専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者を除く。）
- ④ 他に個人営業を行っている者や他の法人の常勤役員である者等、他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

- (2) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれるものとして取り扱う。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあつては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までの間にとび・土工事業の許可を受けて請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できるものとして取り扱う。

なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り実務経験の期間に算入す

る。また、解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可業者として請け負った経験についても、実務経験の期間に算入することができる。

- (3) 法第7条第2号の取扱いについては、二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき同号イ、ロ又はハの要件を満たしている者が、他の建設業についても同号の要件を満たしているときは、当該他の建設業についても、その者をもって同号の要件を満たしているとして取り扱うことができる。

なお、常勤役員等に該当する者が営業所技術者等になることについては、勤務場所が同一の営業所である場合に限り、差し支えないものとして取り扱う。

3. 誠実性について（第3号）

- (1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。
- (2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう。以下同じ。）が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。
- (3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、（1）に該当する行為をした事実が確知された場合又は（2）のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

4. 財産的基礎又は金銭的信用について（第4号）

- (1) 「請負契約」には、軽微な建設工事に係るものを含まない。
- (2) 次の①、②又は③に該当する者は、倒産することが明白である場合を除き本号の基準に適合するものとして取り扱う。
- ① 自己資本の額が500万円以上である者
- ② 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- （注）担保とすべき不動産等を有していること等により、金融機関等から500万円以上の資金について、融資を受けられる能力があると認められるか否かの判断は、具体的には、取引金融機関の融資証明書、預金残高証明書等により行う。
- ③ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者
- (3) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- (4) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前

の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

- (5) 本号の基準に適合するか否かは当該許可を行う際に判断するものであり、許可をした後にこの基準を適合しないこととなっても直ちに当該許可の効力に影響を及ぼすものではない（法第15条第3号の基準について同じ。）。

【第8条関係】

1. 法第8条本文括弧書きの趣旨

許可の申請が、更新に係るものである場合においては、法第8条第2号から第6号までのいずれかに該当しても許可の拒否事由にならないとされているが、これは法第3条の許可が業種ごとに与えられるものであり、法第29条の規定による取消しを受けていない他の建設業の許可についてはその更新をする必要があること、営業の停止又は禁止は許可の更新を認めないものではないことによるものである。

2. 法第8条第10号に該当する者の判断について

法第8条第10号に規定する「心身の故障により建設業を適正に営むことができない者として国土交通省令で定めるもの」は規則第8条の2において「精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする」とされている。成年被後見人又は被保佐人に該当しない者は当該欠格事由に該当しないこととし、成年被後見人又は被保佐人に該当する場合であっても、医師の診断書などにより、回復の見込みや医師の所見を考慮した上で、建設業を適正に営むために必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができると認められる場合については、当該欠格事由に該当しないこととする。

3. 法第8条第12号及び第13号括弧書きの趣旨

法第8条第12号及び第13号括弧書きは許可申請者の役員等又は一定の使用人のうちに、法第8条第2号から第4号及び第6号に該当する者があっても、その者が当該事由に該当する以前から当該許可申請者の役員等又は一定の使用人であった場合には、それをもって直ちに許可の取消し又は許可の拒否事由とすることは適切でないとの趣旨により規定されたものである。

4. 役員等の欠格要件の該当性の判断について

役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載された者のうち、「顧問」、「相談役」、株主等及び「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」が欠格要件に該当した場合、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」については従来の「役員」と同様に扱うが、「顧問」、「相談役」及び株主等については、その者が法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者か否かを個別に判断する。

【第9条関係】

1. 許可換え新規について

建設業者が、法第9条第1項各号のいずれかに該当したときは、許可行政庁を変更することとなるので、新たに許可を受けることが必要であり、新たな許可行政庁に対する新規の許可申請が必要である。

2. 許可換え新規の取扱いについて

許可換え新規の申請の取扱いは、新規の許可の申請の場合における取扱いと同様に行う。

3. 許可換え新規の際の添付書類の移管について

- (1) 法第9条第2項の規定により、許可換え新規の申請をする建設業者は、法第6条第1項第1号から第3号までの書類（以下「工事経歴書等」という。）の添付を省略できるとされているが、工事経歴書等の添付を省略して許可換え新規の申請が行われた場合には、当該申請を受けた地方整備局長等は、従前の許可行政庁と連絡を取り、従前の許可行政庁に対して変更届等により提出されている工事経歴書等の内容を十分に把握・理解した上で、当該申請に係る審査を行うこと。
- (2) (1)の申請に関する審査の結果、許可換え新規の許可をした地方整備局長等は、従前の許可行政庁に対して、当該許可をした建設業者に係る工事経歴書等を送付するよう依頼すること。
- (3) (2)により工事経歴書等の送付を受けた地方整備局長等は、その設ける閲覧所において、当該工事経歴書等を、許可換え新規の申請時に提出された書類とあわせて公衆の閲覧に供すること。
- (4) 申請者等が電子申請システムを使用して許可を申請した場合においても、(1)から(3)までを準用し、従前の許可行政庁から許可換え新規の許可をした地方整備局等に工事経歴書等の移管を行う。

4. 許可の有効期間が満了した後の許可の効力について

許可換え新規の申請に基づく審査の結果、従前の許可の有効期間の満了後に不許可処分とされた場合であっても、当該不許可処分がされるまでの間は、法第9条第2項の規定により、従前の許可はなお効力を有するものとされる。

また、この場合、従前の許可の有効期間の満了後から当該不許可処分が行われるまでの間に締結された請負契約に係る建設工事については、当該不許可処分が行われたことにより従前の許可がその効力を失った後も、法第29条の3第1項の規定により継続して施工することができる。

【第10条関係】

1. 登録免許税の取り扱いについて

法第10条第2号において、「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」が

新たな許可を受けようとする場合には、登録免許税ではなく許可手数料を納付することとされており、一般建設業の許可又は特定建設業の許可ごとに業種追加を行う場合はこれに該当するが、登録免許税においては、一般建設業の許可と特定建設業の許可は異なる区分の許可として取り扱われる（登録免許税法（昭和42年法律第35号）別表第一第144号）ため、一般建設業の許可を受けている建設業者が新たに特定建設業の許可を受けようとする場合又は特定建設業の許可を受けている建設業者が新たに一般建設業の許可を受けようとする場合は、「既に他の建設業について国土交通大臣の許可を受けている者」には該当せず、登録免許税の納付が必要となる。

2. 登録免許税の納入及び還付について

（1）登録免許税の納入について

国土交通大臣の許可を受けようとする者が、登録免許税を現金で納入する場合には、地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）の所在地を管轄する税務署に直接納付するか、あるいは日本銀行、最寄りの国税の収納を行う日本銀行歳入代理店又は郵便局を通して地方整備局等の所在地を管轄する税務署あてに納入するものとする。

国土交通大臣の許可を受けようとする者が電子申請システムを使用して許可を申請する場合において、登録免許税を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入する場合には、様式第一号別紙三「はり付け欄」の提出を要しないものとし、登録免許税を現金で納入する場合には、別途、領収書の原本を提出させることとする。

（2）登録免許税の還付について

許可申請の取り下げがあった場合又は許可申請を却下する場合における登録免許税の還付については、次により取り扱う。

① 許可申請の取下げの場合は、許可申請の取下げ願書（別紙4）に登録免許税の還付願書（別紙7）を添付させ、地方整備局建政部建設産業課長（北陸・中国・四国地方整備局にあっては建政部計画・建設産業課長、関東及び近畿地方整備局にあっては建政部建設産業第一課長、北海道開発局にあっては事業振興部長、沖縄総合事務局にあっては開発建設部長（以下「建設産業課長等」という。））あてに提出させる。

② 許可申請を却下した場合には、前記登録免許税の還付願書を、建設産業課長等あてに提出させる。

3. 非課税の場合について

国土交通大臣の許可を受けるものであっても、個人で国土交通大臣の許可を受けた者の相続人が引き続き建設業を営むために許可を受ける場合及び法人で国土交通大臣の許可を受けた者が他の法人と合併するために解散し新たに設立又は吸収合併した法人が、引き続き建設業を営むため国土交通大臣の許可を受ける場合には、登録免許税が課されない。

また、第17条の2の規定による譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割並びに第17条の3の規定による相続の認可手続きについても、登録免許税は課されない。

4. 許可手数料について

許可の更新の申請又は業種追加の申請を電子申請システムを使用して行う場合において、許可手数料を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により納入する場合には、様式第一号別紙三「はり付け欄」の提出を要しないものとし、許可手数料を収入印紙で納入する場合には、別途、電子申請システムから出力し、収入印紙をはり付けた様式第一号別紙三「はり付け欄」の原本を提出させることとする。

また、許可の更新の申請及び業種追加の申請を行った者が納入した許可手数料は、いかなる理由をもっても返還しないものとする。

【第11条関係】

1. 変更届出書等の効力について

変更届出書（様式第二十二号の二）、届出書（様式第二十二号の三）等の変更届は、当該届出に係る事項が許可要件に関するものであり、法で定める要件を充足しないものでない限りは、国土交通大臣の許可に係るものにあつては地方整備局長等に対して提出のあった日にその効力を生ずるものとして取り扱う。

2. 変更届出書等の取扱いについて

（1）変更届出書（様式第二十二号の二）について

- ① 本届出書は、法第5条第1号から第5号までに掲げる事項について変更があつたときに、三十日以内に提出することが義務付けられている。その際の届出事項については、変更に係る部分のみの記載で足りる。なお、**3** **7**から**4** **4**までの各欄に掲げる事項に変更がある場合には、該当する欄にも変更後の内容を記載させる。
- ② **4** **3**の「郵便番号」「電話番号」の欄は、いずれか一方のみの変更の場合にも両方記載させる。

（2）事業報告書について

会社法（平成17年法律第86号）第438条の規定に基づき取締役が定時株主総会に提出してその内容を報告した事業報告書と同一のものを、毎事業年度経過後に届け出をを求めるものであり、様式については問わない。

事業報告書が、定時株主総会に株主を招集するための通知書等として、貸借対照表及び損益計算書等とともに同一の冊子にまとめられる場合にあつては、当該冊子を届け出ることにより足りるものとする。

（3）法第11条第1項の規定のうち、役員等の一覧表（様式第一号別紙一）に記載しなければならない総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があつた場合には、変更を確知してから三十日以内に提出するよう指導する。なお、すでに記載している株主の持ち分比率が100分の5を下回らない場合には提出を要しない。

（4）法第11条第2項及び第3項の規定により提出し又は届け出なければならない書面については、別紙8を付した上で届出等を行わせるものとする。なお、「法人番号」の欄は、申請者が法人であつて法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたもの

である場合にのみ当該法人番号を記入すること。

(5) 届出書（様式第二十二号の三）について

本届出書は、既に証明されている常勤役員等又は営業所技術者等を削除する場合にも使用できる。

常勤役員等又は営業所技術者等を削除する場合としては、許可を受けている建設業の一部を廃業する場合が主に想定され、その場合には廃業届（様式第二十二号の四）と本届出書が同時に提出される必要があるが、それ以外にも、経営業務の管理責任者としての経験年数が5年以上になった者がいるため複数いる常勤役員等を一人にする場合、一部の営業所を廃止したため当該営業所技術者等が不要になった場合等が考えられる。

なお、営業所技術者等については、上記の場合において、廃業しない建設業について引き続き営業所技術者等となるとき又は営業所の廃止に伴い所属する営業所を変更して引き続き営業所技術者等となるときは、本届出書ではなく、営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）を用いて届け出されることになる。

【第12条関係】

1. 廃業届（様式第二十二号の四）について

(1) 法第12条の規定による届出は、本様式をもって行わせる。なお、一部の業種の廃業の場合には、営業所技術者等証明書（新規・変更）（様式第八号）による営業所技術者等の変更又は届出書（様式第二十二号の三）による営業所技術者等の削除が必要となるので、本届出と同時に必要な書類を提出させること。

(2) 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入すること。

5 **8** 「整理区分」の欄は、廃業の理由について、次の分類に従い該当する数字を記入すること。

「1. 廃業」……………法第12条各号のいずれかに該当することにより、建設業者自らが建設業を廃業した場合

「2. 取消」……………許可行政庁が許可を取り消した場合

「3. 失効」……………許可の有効期間が経過しても更新の手続きがとられていない場合

5 **9** 「決裁年月日」の欄は、廃業について決裁をした年月日を記載すること。

2. 許可の取消しの通知について

廃業届に基づき許可の取消しをした場合においては、届出者又は代理人（以下「届出者等」という。）に対し、別紙9により通知する。

この場合、当該通知は届出者等あてに送付若しくは手交することとし、届出者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

なお、廃業届の記載事項に不備がなく、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合において、許可を取り消すための事務手続きの間は、当該許可を有効と取り扱うべきではないことから、国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局長等に対して廃業届の提出のあった日を法第29条第1項第5号による許可の取消しの日として取り扱う。

【第15条関係】

1. 営業所技術者等について（法第15条第2号）

（1）指導監督的な実務経験について

① 「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいう。なお、ここで言う「実務の経験」は、発注者から直接請け負った建設工事に関するものに限られるため、元請負人から請け負った建設工事に係る実務の経験や、発注者の側における経験は含まれないことに留意すること。

② 指導監督的な実務の経験については、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が4,500万円以上であるもの（平成6年12月28日前の建設工事にあっては3,000万円以上であるもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあっては1,500万円以上であるもの）に関しての、2年以上の指導監督的な実務の経験が必要となる。

（2）法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、法第15条第2号ロに該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を法第7条第2号イからハまでのいずれかに該当するまでの期間として算定すると同時に法第15条第2号ロに該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験を対象とし、当該建設工事に係る経験期間の積み上げにより算出される合計期間とする。なお、経験期間が重複しているものにあっては原則として二重に計算しないが、平成28年5月31日までの間にとび・土工工事業の許可を得て請け負った解体工事に係る実務経験の期間については、平成28年6月1日以降、とび・土工工事業及び解体工事業双方の実務経験の期間として二重に計算できるものとして取り扱う。

なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り、実務経験の期間に算入する。また、解体工事については、平成28年5月31日までにとび・土工工事業の許可業者として請け負った経験についても、実務経験の期間に算入することができる。

2. 財産的基礎について（法第15条第3号）

（1）次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

① 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。

② 流動比率が75%以上であること。

③ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

（2）「欠損の額」とは、法人にあっては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個人にあっては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の

引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

- (3) 「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。
- (4) 「資本金」とは、法人にあっては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあっては期首資本金をいう。
- (5) 「自己資本」とは、法人にあっては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあっては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。
- (6) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあっては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあっては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、「資本金」については、この基準を満たしているものとして取り扱う。

【第17条の2 関係】

- 1. 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割（この【第17条の2 関係】において「事業承継」という。）について

「許可に係る建設業の全部」とは、許可を受けている別表の下欄に掲げる建設業の全てをいう。なお、被承継人が許可を受けている建設業のうち一部の許可のみの事業承継は認められない。ゆえに、被承継人が許可を受けている建設業のうち一部の許可についてのみ事業承継を行おうとする場合は、被承継人において事業承継しようとする許可を廃業させた上で、承継人においてあらためて新規に当該許可を受けさせる必要がある。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は、被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。

- 2. 認可の手続きについて

- (1) 国土交通大臣に対する認可の申請は、承継人の主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等で受け付けること。
- (2) 事業承継の認可申請に係る審査を円滑に実施するため、当該認可申請が必要になると見込まれる場合には、その対象となる建設業者に対し、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 事業承継により都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合で、認可申請者が都道府県知事許可を受けている建設業者であるときは、当該建設業者に対し、国土交通大臣へ

の認可申請と併せて、当該認可申請を行った旨の当該都道府県知事に対する届出（様式第二十二号の九）を行うよう、指導すること。この場合、地方整備局長等は規則第13条の2第5項の規定に基づき、都道府県知事に対し、被承継人である建設業者の許可に関する書類の送付を依頼する（別紙10）こととなるが、必要と認める書類がある場合には、同条第6項の規定に基づき、申請者である建設業者に対して当該書類の提出を求めること。なお、送付する書類の準備には時間を要することが想定されることから、認可申請に先立ち事前に打ち合わせを行っている場合は、正式な認可申請を待つことなく、許可を行った都道府県知事に対し情報提供を行い、正式な書類送付に先立ちその準備を依頼するなどの対応を行って、都道府県の負担が軽くなるよう留意すること。

また、国土交通大臣許可を事業承継する場合で、当該事業承継により主たる営業所を管轄する地方整備局等に変更があるときは、関係する地方整備局等間で連携し、書類の送付などを円滑に行うこと。

3. 規則に規定する譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に係る認可申請書及び認可申請書の添付書類（以下「承継認可申請書類」という。）の取扱いについて

- （1）認可申請を取り下げようとする者については、認可申請の取下げ願書（別紙11）を提出させるものとし、提出があった場合には、認可申請書類を申請者等あてに返却する。

なお、当該認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- （2）認可申請を却下する場合には、申請者等あてに、認可の拒否通知書（別紙12）を送付又は手交するとともに、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- （3）認可申請書類以外の書類については、認可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めないものとする。

4. 認可申請書類の審査要領について

- （1）認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）について

- ①「申請者」の欄には、申請者が法人である場合は本社、本店等の所在地、商号又は名称、代表者氏名を記載させ、申請者が個人である場合はその本店の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、承継認可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、承継認可申請書類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、認可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、認可の拒否・許可の取消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

- ② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

0 **1** 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、事業承継後に承継人が引き続き使用する

許可番号を記載し、許可年月日については、事業承継の効力が発生する日を記載する。

② 「認可申請年月日」の欄は、地方整備局等において認可申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局等に対して提出のあった年月日を記載する。）

- ③ 「支配人の氏名」の欄には、申請者が個人の場合において、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。
- ④ 「連絡先」の欄には、認可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の所属等、氏名、電話番号及びファックス番号を記載させる。
- ⑤ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙一「役員等の一覧表」の「役員等の氏名及び役名等」の欄に記載する者は法第5条第3号に規定する役員等（以下「役員等」という。）に該当する者である。「業務を執行する社員」とは持分会社の業務を執行する社員を、「取締役」とは株式会社の取締役を、「執行役」とは指名委員会等設置会社の執行役を、「これらに準ずる者」とは法人格のある各種組合等の理事等をいい、執行役員等は本欄の役員には含まれないが、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等は本欄の役員に含むものとする。また、本別紙には、「顧問」及び「相談役」のほか、「その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者」である可能性がある者として、少なくとも「総株主の議決権の100分の5以上を有する株主」及び「出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者」（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載させることとし、この他、役職の如何を問わず取締役と同様以上の支配力を有する者がある場合にはその者についても記載させる。
- ⑥ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。
- ⑦ 従たる営業所が複数あることにより、認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙二「営業所一覧表」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。
- ⑧ 認可申請書（様式第二十二号の五、第二十二号の七及び第二十二号の八）別紙三「営業所技術者等一覧表」は、別紙二「営業所一覧表」に記載した営業所順に営業所技術者等名を記載する。
- ⑨ 認可申請時点において、事業承継直後の時点における財務諸表の提出や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、事業承継後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

- (2) 事業承継後の営業所について、社会保険に係る届書の提出を行うことを誓約する書面について（様式第二十二号の六）

適用事業所等に係る届書の提出については、事業の承継の日から、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出する必要があるところ、認可申請の時点においては、当該届書の提出を誓約する書面を提出させること。なお、誓約したとおり届書の提出を行わなかった場合は、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

- (3) 譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写し等について

譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割に関する契約書の写しについては、株主総会の承認を受けたものを提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。分割が新設分割である場合にあっては、株主総会の承認を受けた新設分割計画書を提出させること（株主総会の承認が不要な場合を除く。）。譲渡及び譲受けについて、個人事業主が法人に成り代わる（法人成り）場合は、当該個人事業主と法人成り後の法人との譲渡契約書を添付すること。

株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書については、被承継人（被承継人が複数である場合は、全ての被承継人）及び承継人それぞれについて提出させること。これらの事業承継が、簡易組織再編行為（事業承継のうち、会社法第467条第1項第2号、第784条第2項、第796条第2項又は第805条に該当するものをいう。）に該当し、株主総会の承認が不要である場合にあっては、事業承継に関する意思の決定を証する書類を提出させること。

- (4) 合併の方法及び条件が記載された書類について

「合併の方法及び条件が記載された書類」には、新設合併又は吸収合併の別及び合併の条件（合併契約書のとおりである場合はその旨）を記載し提出させること。

- (5) 分割の方法及び条件が記載された書類について

「分割の方法及び条件が記載された書類」は、吸収分割又は新設分割の別及び分割の条件（分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨）を記載し提出させること。

- (6) その他添付書類について

規則別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに規則第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について」は、事業承継の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の事業承継については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の事業承継については法第8条及び法第15条によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の内容と原則同様に取り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

事業承継の認可をする際に条件を付した場合には、4. (1) ⑨のとおり、事業承継直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料を事業承継後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。

また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、事業承継後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断すること。なお、新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

7. 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとするが、承継人が建設業者である場合は、承継人が使用する許可番号を選択することができるものとする。許可権者が都道府県知事から国土交通大臣に変更となる場合は、国土交通大臣許可番号を新たに付するものとする。

有効期間については、【第3条関係】6. 許可の有効期間の扱いについてと同様に取り扱うこととする。

8. 認可の通知等について

- (1) 事業承継の認可をした場合は、申請者等に対し、別紙13により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。

- (2) 通知後に認可を辞退する場合又は申請した内容に変更がある場合は、認可の取り下げ願書(別紙14)を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、認可申請書類を申請者等あてに返却する。また、当該認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。なお、変更の内容が認可の要件を満たさないものとなるものであるときは、辞退の届出をさせるものとする。

【第17条の3関係】

1. 相続について

「建設業の全部」とは、許可を受けている別表の下欄に掲げる建設業の全てをいう。なお、被相続人が許可を受けていた建設業のうち一部の許可のみを相続することは認められない。ゆえに、被相続人が許可を受けていた建設業のうち一部の許可についてのみ相続によって承継を行おうとする場合は、相続人において、被相続人が受けている許可のうち相続によって承継しようとする許可以外の全ての許可を廃業させた上で、認可を受けさせる必要がある。

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可(更新を含む。)を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、相続人は被相続人と同じ地位に立つこ

となる。このため、建設業者としての地位の相続人は被相続人の受けた監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。なお、刑法上の罰は、個人に対して課された刑罰であるから、承継によっても引き継がれない。

2. 認可の手続きについて

- (1) 国土交通大臣に対する認可の申請は、主たる営業所が存する地域を管轄する地方整備局等で受け付けること。
- (2) 相続により都道府県知事許可から国土交通大臣許可に切り替わる場合で、申請者が都道府県知事許可を受けている建設業者であるときは、当該建設業者に対し、国土交通大臣への認可申請と併せて、当該認可申請を行った旨の当該都道府県知事に対する届出を行うよう、指導すること。この場合、地方整備局長等は規則第13条の3第3項の規定に基づき、都道府県知事に対し、相続する建設業許可に関する書類の送付を依頼する（別紙15）こととなるが、必要と認める書類がある場合には、同条第4項の規定に基づき、申請者である建設業者に対して当該書類の提出を求めること。なお、送付する書類の準備に時間を要することが想定されることから、認可申請に先立ち事前打ち合わせを行っている場合は、上記の届出を待つことなく、許可を行った都道府県知事に対し情報提供を行い、正式な書類送付に先立ちその準備を依頼するなどの対応を行い都道府県の負担が軽くなるよう留意すること。

また、国土交通大臣許可を相続する場合で、当該相続により主たる営業所を管轄する地方整備局等に変更があるときは、関係する地方整備局等間で連携し、書類の送付などを円滑に行うこと。

3. 規則に規定する相続に係る認可申請書及び認可申請書の添付書類（以下「相続認可申請書類」という。）の取扱いについて

- (1) 認可申請を取り下げようとする者については、認可申請の取下げ願書（別紙16）を提出させるものとし、当該願書の提出があった場合には、相続認可申請書類を申請者等あてに返却する。
なお、当該相続認可申請書類の返却は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該相続認可申請書類を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。
- (2) 認可申請を却下する場合には、申請者等あてに、認可の拒否通知書（別紙17）を送付又は手交するとともに、申請者等が当該拒否通知書を確実に受け取った旨の記録を残すものとする。
- (3) 認可申請書類以外の書類については、認可申請書類の記載事項について特に疑義がある場合等に限り、必要なもののみ提示又は提出をさせることとし、画一的にその提示又は提出を求めない。

4. 相続認可申請書類の審査要領について

(1) 相続認可申請書（様式第二十二号の十）

- ①「申請者」の欄には、その本社、本店等の所在地、商号又は名称及び氏名を記載させる。

また、相続認可申請書類等の作成やその内容の証明等について、代理人を通じて行われる場合は、申請者に加え、当該代理人の氏名も併記させること。この場合は、相続認可申請書

類等の作成やその内容の証明等に係る委任状の写しその他の作成や証明等に係る権限を有することを証する書面を添付させること。なお、相続認可申請書類等の作成やその内容の証明等に不正又は虚偽が認められる場合は、「虚偽申請」として取り扱い、認可の拒否・許可の取消をもって臨むなど、厳正に運用すること。

- ② 「行政庁側記入欄」は、以下の要領で記入する。

○ 1 「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、相続人が引き続き使用する許可番号を記載し、許可年月日については、承継の効力が発生する日を記載する。

○ 2 「認可申請年月日」の欄は、地方整備局等において相続認可申請書類の提出があった年月日を記載する。（国土交通大臣の許可に係るものにあつては、地方整備局等に対して提出のあった年月日を記載する。）

- ③ 「支配人の氏名」の欄には、支配人すなわち営業主に代わってその営業に関する裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人を置いている場合に記載させる。
- ④ 「連絡先」の欄には、相続認可申請書類を作成した者又は記載内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号、ファックス番号を記載させる。
- ⑤ 相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」の「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一か所の営業所をいい、通常は本社、本店等であるが、名目上の本社、本店等であっても、その実態を有しないもの（単なる登記上の本社、本店等）はこれに該当しない。
- ⑥ 従たる営業所が複数あることにより、相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙一「営業所一覧表」が二枚以上にわたる場合は、二枚目以降については主たる営業所に係る記載を省略することができる。
- ⑦ 相続認可申請書（様式第二十二号の十）別紙二「営業所技術者等一覧表」は、「営業所一覧表」（様式第二十二号の十別紙一）に記載した営業所順に営業所技術者等名を記載する。
- ⑧ 認可申請時点において、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料の提出が困難な場合には、相続後速やかに提出を求め、認可の基準を満たしているかどうかの確認を行うこと。

- （2）相続後の営業所について、規則第3条第1項第2号に掲げる書面又は社会保険に係る届書の提出を行うことを誓約する書面について（様式第二十二号の六）

適用事業所等に係る届書の提出については、すでに行っている場合については、規則第3条第1項に掲げる書面（様式第7号の3及び届書を提出したことを証する書面）を提出させること。認可申請時点において届書を提出していない場合には、各法令で定める期間内に、適用事業所等について届書を提出することを誓約する書面（様式第二十二号の十一）を提出させること。なお、誓約書を提出した場合において各法令で定める期間内に届書の提出を行わなかったときは、許可基準を満たさないこととなるため、許可の取り消し事由に該当することとなることに留意すること。

- （3）申請者と被相続人との続柄を証する書類について

申請者は、被相続人との続柄を証する戸籍謄本等を提出すること。

(4) 被相続人が営業していた建設業を申請者が継続して営業することに対する当該申請者以外の相続人同意書について

申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに対し同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した誓約書を提出させること。

(5) その他添付書類について

規則別記様式第2号、第3号、第4号及び第6号並びに規則第3条第1項第1号若しくは第4条第1項各号に掲げる書類の記載方法については、本ガイドラインの許可申請時の記載方法と同様に取り扱う。また、【第5条及び第6条関係】中「3. 国土交通大臣又は都道府県知事が必要と認める書類（規則第4条第2項）について」は、相続の認可申請についても許可申請時と同様の取扱いとなることに留意すること。

5. 認可の基準について

認可の基準については、一般建設業の許可の相続については法第7条及び法第8条、特定建設業の許可の相続については、法第8条及び法第15条によるため、本ガイドラインの【第7条関係】及び【第8条関係】又は【第8条関係】及び【第15条関係】の記載と原則同様に取り扱うものとする。

6. 認可に付する条件について

相続の認可をする際に条件を付した場合には、4. (1) ⑧のとおり、相続直後の時点における財務諸表や、常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者や営業所技術者等の常勤性を確認するための資料を相続後速やかに提出させ、認可の基準を満たしていることを確認すること。

また、認可にあたり、許可又は別の事業承継若しくは相続の際に付された条件については、当該条件について認可の時点において、相続後においても引き続き当該条件により制限を課すべきか個々具体の事例に即して判断すること。なお、新たに条件を付する場合及び条件を付す場合における監督処分等の考え方については、【第3条の2関係】と同様に取り扱う。

7. 相続後の許可の番号及び有効期間の取扱いについて

相続人が相続後に使用する許可番号については、被相続人のものを引き続き使用することとするが、相続人が建設業者である場合は、相続人が使用する許可番号を選択することができるものとする。許可権者が都道府県知事から国土交通大臣に変更となる場合は、国土交通大臣許可番号を新たに付するものとする。

有効期間については、【第3条関係】6. 許可の有効期間の取扱いについてと同様に取り扱うこととする。

8. 認可の通知等について

建設業の相続の認可をした場合は、申請者等に対し、別紙18により通知するものとする。

なお、当該通知は申請者等あてに送付若しくは手交することとし、申請者等が当該通知を确实

に受け取った旨の記録を残すものとする。

【第29条の2及び第29条の5関係】

許可の取消し処分の公告について

法第29条の2第1項の規定に基づき許可の取消しをした場合においては、規則第23条の2各号に掲げる事項に加え、次の事項についても公告するものとする。

「5 教示 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、審査請求は、処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

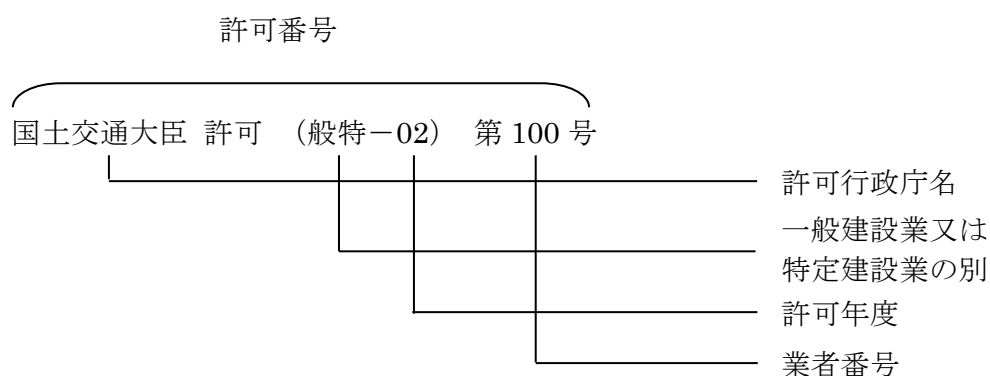
また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決があったことを知った日）から6月以内に国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、取消訴訟を提起することができる（この処分又は裁決があったことを知った日から6月以内であっても、取消訴訟は、処分又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。）。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」

【その他】

1. 許可番号について

（1）許可番号は、国土交通大臣の許可に係る場合にあつては、以下に示す具体例のとおり、許可行政庁名、一般建設業又は特定建設業の別、許可年度及び業者番号を、記号及びアラビア数字をもって付与する。

なお、業者番号は、一業者一番号とし、一般建設業の許可及び特定建設業の許可を通じ、同一の番号を付与する。例えば、一般建設業の許可をするに当たって第100号を付与した場合は、特定建設業の許可をする場合においても、同番号を付与することとなる。



（2）許可番号は、地方整備局等の単位ではなく、全国を通して、許可をした順に付与することと

する。

- (3) 既に受けていたすべての許可が効力を失った場合（特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請するために、特定建設業の全部を廃業する場合を除く。）の許可番号は欠番とし、補充は行わないものとする。

2. 法等における「請負代金の額」等の内容について

消費税及び地方消費税は消費一般に負担を求める間接税であり、取引の各段階において適正に転嫁される必要があることにかんがみ、法、令及び規則の規定中、「請負代金の額」その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含むものとする。

3. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業者の合併に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 合併に伴う諸届出

① 新設合併により消滅する会社

法律上、新設合併の効果が生じるのは合併登記後であるが、通常は、合併契約上合併をなすべき時期（以下「合併期日」という。）を定め、合併登記をまたず合併期日以後は実態上新設会社（新設合併において合併に伴い設立された会社をいい、合併期日後合併登記前の状態を含むものとする。以下3.において同じ。）として活動することとなると考えられる。したがって、このような新設会社への移行の実態的内容に着目し、次のとおり取り扱うものとする。

- (a) 合併期日において、合併契約に基づき合併により消滅することとなる会社（以下「消滅会社」という。）の従業員が新設会社の実態上所属することとなる等消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなる場合

法第11条第5項に該当し、合併期日から二週間以内に同項の届出をしなければならない。

ただし、法第12条第5号に該当するものとして同条の規定による届出をした場合はこの限りでない。

- (b) (a) 以外の場合で合併期日以後残務整理等を行い合併登記前に段階的に新設会社に移行する場合

消滅会社が許可の要件を明らかに満たさなくなり、又は廃業した段階で法第11条第5項又は第12条第5号に該当するものとして、これらの規定による届出をしなければならない。

- (c) (a) 及び (b) 以外の場合（合併登記の段階で消滅会社の実態が消滅する場合）

法第12条第2号に該当するものとして、同条の規定による届出をしなければならない。

② 吸収合併における消滅会社

法律上、吸収合併の効果が生じるのは合併期日であるため、合併登記前においても法第11条の届出をなすべき実態が生じた段階で、当該届出をしなければならないものとする。

(2) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

消滅会社が合併以前に受けていた建設業の許可については、当該合併により新会社（吸収合併においては合併後存続している会社（以下「存続会社」という。））、新設合併においては新設会社をいう。以下3.において同じ。）に当然継承されるものではなく、

(a) 吸収合併においては、存続会社が許可を受けておらず消滅会社のみが許可を受けていた業種について、

(b) 新設合併においては、新設会社は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となる。

また、吸収合併の場合、存続会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの合併に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収合併の場合

合併期日後に、存続会社より、これらの許可の申請があったときは、消滅会社に係る同種の許可の取消し前においても存続会社に許可をすることができるものであり、消滅会社から存続会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、存続会社の既に許可を受けている許可の更新と併せて【第3条関係】5.でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設合併の場合

新設合併の場合においては、法律上、合併の効果が生じ新設会社が設立されるのは合併登記時であるので、合併登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、合併により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打合わせを行うよう、建設業者（許可申請をすることとなる者を含む。以下同じ。）を指導する。

③ その他の留意事項

消滅会社から新会社への移行に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは合併に伴う許可申請についての行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(3) 関連する手続相互の整合性の確保

(1) 及び (2) に掲げる手続については、建設業者間の相互に直接の関係を有するものではなく、例えば消滅会社の廃業届等が提出される前に新会社の許可申請も可能である等前後関係に特段の制約はないが、これらの手続は一連のものであり、関係建設業者が相互に協調しつつ、許可行政庁と十分に打ち合わせて、整然と手続が進められるよう、これらの関係建設業者

を指導する。

(4) 消滅会社に係る施工中の建設工事の取扱い

消滅会社が施工中の建設工事で合併期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と消滅会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、合併前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、消滅会社に係る許可が取り消された場合において、新会社は合併登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、新会社は、(2)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

4. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業の譲渡に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

建設業の譲渡に係る建設業許可申請の取扱いについては、建設業の譲渡を行う者（以下「譲渡人」という。）から建設業の譲渡を受ける者（以下「譲受人」という。）への建設業の移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

① 許可申請の速やかな処理

建設業の譲渡に伴い譲受人から建設業の許可の申請があったときは、当該建設業の譲受人への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可を取り消す必要がある場合、譲受人に対する同種の許可は、譲渡人の建設業の許可の取消し前においてもできるものであることに留意する。

② 事前打ち合わせの実施

①の許可申請に係る審査を円滑に実施するため、建設業の譲渡により許可申請が必要になると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、事前打ち合わせを行うよう建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

建設業の譲渡に当たり事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いは建設業の譲渡に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 譲渡人が施工中の建設工事の取扱い

① 注文者との事前協議

譲渡人が施工中の建設工事で譲渡がなされる日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と譲受人の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、譲渡前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

② 法第29条の3第1項の適用に当たっての注意事項

建設業の譲渡に伴い譲渡人の建設業の許可が取り消された場合で、かつ、当該取り消された建設業の許可業種に係る譲渡人の請負契約上の債権債務が包括的に譲受人に引き継がれる場合には、当該建設業の許可業種に関する限り、譲受人を法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものとして解して差し支えなく、この場合、譲受人は(1)①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

5. 法第17条の2の規定による地位の承継を行わない場合の建設業の会社分割に係る建設業許可関係事務の取扱いについて

(1) 建設業の許可申請の取扱い

① 許可手続を行う時期

分割会社（会社分割（以下「分割」という。）をする会社をいう。以下同じ。）が分割以前に受けていた建設業の許可については、その分割により当然継承されるものではなく、

(a) 吸収分割においては、承継会社（吸収分割によって建設業を承継する会社をいう。以下同じ。）が許可を受けておらず分割会社のみが許可を受けていた業種について、

(b) 新設分割においては、新設会社（新設分割によって設立される会社をいう。以下5.において同じ。）は、許可を受けようとするすべての業種について、それぞれ新たに許可を受けることが必要となるものである。

また、吸収分割の場合、承継会社が一般建設業の許可を受けている業種について、特定建設業の許可を受けなければならない場合もあり得る。

これらの分割に係る建設業の許可申請の取扱いについては、当該申請に係る建設業の新会社（分割後の分割会社、承継会社及び新設会社をいう。以下5.において同じ。）への移行の円滑化を図るため、次に掲げる事項に留意するものとする。

(a) 吸収分割の場合

分割をなすべき時期（以下「分割期日」という。）以後、承継会社より、これらの許可の要件を満たしている場合において、これらの許可の申請があったときは、分割会社に係る同種の許可の取消し前においても承継会社に許可をすることができるものであり、分割会社から承継会社への移行を円滑に進め、事業の空白をなるべく生じさせないという観点から、可及的速やかに処理する。

なお、承継会社の既に受けている許可の更新と併せて【第3条関係】5.でいう同一業者に係る二以上の許可の有効期間の調整（一本化）ができることに留意する。

(b) 新設分割の場合

新設分割の場合においては、法律上、分割の効果が生じ新設会社が設立されるのは分割登記時であるので、分割登記後に新設会社に必要な許可申請を行わせ、可及的速やかに処理する。

② 手続における配慮

審査の円滑な実施のため、分割により許可申請が必要となると見込まれる場合には、なるべく早く申し出、関係書類を整え、事前打ち合わせを行うよう、建設業者を指導する。

③ その他の留意事項

分割に当たって事業の内容に変更事項が多数ある場合には審査に相応の期間が必要であり、①に掲げる取扱いとは分割に伴う許可申請についての行政手続法第6条の標準処理期間をその他の許可申請に比べて短縮する趣旨ではない。

(2) 分割会社に係る施工中の建設工事の取扱い

分割会社が施工中の建設工事で分割期日までに完成しないものの取扱いについては、一般的には注文者と分割会社の請負契約の中で処理されることとなる（公共工事については公共工事標準請負契約約款第5条参照）ので、当該工事の取扱いについては、分割前から注文者と十分協議するよう関係建設業者を指導する。

なお、建設業の許可に関しては、分割会社に係る許可が取り消された場合において、承継会社又は新設会社は分割登記前においても許可を取り消された者の法第29条の3第1項に規定する一般承継人に該当するものと解して差し支えなく、この場合、承継会社又は新設会社は、

(1) ①に掲げる許可を受けるまでの間は、同項の規定により工事を施工することとなる。

別表

建設工事の種類	建設工事の例示
土木一式工事	
建築一式工事	
大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート工事	イ とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ 土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ 地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根工事	屋根ふき工事
電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
タイル・れんが・ブロック工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油、ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門、水門等の門扉設置工事
鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事

建設工事の種類	建設工事の例示
舗装工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
電気通信工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事

建設工事の種類	建設工事の例示
消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体工事	工作物解体工事

文書番号

令和 年 月 日

殿

局長

印

一般
特定 建設業の許可について（通知）令和 年 月 日付けで申請のあった一般
特定 建設業については、建設業

法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、 知事に係る許可については、建設業法第9条第1項
建設業法第17条において準用する第9条第1項 の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、
念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（ ー ）第 号
許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
建設業の種類注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

局長

印

特定建設業の許可について（通知）

令和 年 月 日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 国土交通大臣許可（特一 ）第 号
許可の有効期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
建設業の種類

注）許可の更新申請を行う場合の書類提出期限：令和 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

○監理技術者制度運用マニュアルについて

(平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 令和 6 年 12 月 13 日国不建技第 123 号

建設業法第 26 条に定める工事現場に置く技術者の適正な設置に係る運用を別添の通り定めたので、今後の監理技術者制度の運用に当たって遺漏のないよう取り扱われたい。

[別添]

監理技術者制度運用マニュアル

目 次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二一 工事外注計画の立案
 - 二二 監理技術者等の設置
 - 二三 監理技術者等の職務
 - 二四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者の設置を求めている。また、建設業法二十六条第三項第二号を適用する場合には、当該工事現場に監理技術者の行うべき職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）の設置を求めている。

監理技術者等（主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐をいう。以下同じ。）に関する制度（以下「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

（１）建設業における技術者の意義

- ① 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、

総合組立生産であるため施工体制に係る全ての下請負人（以下「下請」という。）を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

（２）建設業法における監理技術者等

- ① 建設業法（昭和二十四年法律第百号、以下「法」という。）においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号、以下「令」という。）第二条）。
- ② 主任技術者又は監理技術者となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。
- ③ 監理技術者補佐は、工事現場ごとに専任で置かなければならないこととされており（法第二十六条第三項第二号）、また、次のいずれかに該当する者である必要がある。ただし、建設工事の種類が、機械器具設置工事、さく井工事、消防施設工事又は清掃施設工事の場合は、2）に限る。（令第二十九条）
 - 1) 請け負った建設工事の種類にかかる主任技術者の資格を有する者（法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち、一級の技術検定の第一次検定に合格した者。（一級施工管理技士補、当該建設工事の種類に応じて指定された検定種別に限る。）
 - 2) 請け負った建設工事の種類にかかる監理技術者の資格を有する者。
- ④ 請け負った建設工事の請負代金の額が一定金額以上の場合には、主任技術者又は監理技術者は専任で置くことが求められているが、建設業法第二十六条第三項ただし書においてその特例が設けられており、本マニュアルでは、同項ただし書による場合を「専任特例」、同項第一号による場合を「専任特例１号」、同項第二号による場合を「専任特例２号」という。

（３）本マニュアルの位置付け

- ① 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。

建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二―一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請」という）は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

（１）工事外注計画と下請契約の予定額

- ① 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。元請は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となるか否か的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

（２）下請契約について

- ① 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。元請は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。

二―二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

（１）監理技術者等の設置における考え方

- ① 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
- また、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額

が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。元請は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

- ② 主任技術者については、特定専門工事（土木一式工事又は建築一式工事以外の建設工事のうち、その施工技術が画一的であり、かつ、その施工の技術の管理の効率化を図る必要がある工事をいう。以下同じ。）において、元請又は上位下請（以下「元請等」という。）が置く主任技術者が自らの職務と併せて、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）の主任技術者が行うべき職務を行うことを、元請等及び当該下請が書面により合意した場合は、当該下請に主任技術者を置かなくてもよいこととされている。この特定専門工事については、型枠工事又は鉄筋工事であって、元請等が本工事を施工するための下請契約の請負代金が四千万円未満のもの（下請契約が2以上あるときは合計額）が対象となる（法第二十六条の三第一項、第二項、令第三十一条）。

また、特定専門工事において元請等が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類の建設工事に関し一年以上指導監督的な実務の経験を有すこと、当該特定専門工事の工事現場に専任で置かれることが要件となる（法第二十六条の三第七項）。この「指導監督的な実務の経験」とは、工事現場主任者、工事現場監督者、職長などの立場で、部下や下請業者等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験が対象となる。

なお、元請等と当該下請との契約は請負契約であり、当該下請に主任技術者を置かない場合においても、元請等の主任技術者から当該下請への指示は、当該下請の事業主又は現場代理人などの工事現場の責任者に対し行われなければならない。元請等の主任技術者が当該下請の作業員に直接作業を指示することは、労働者派遣（いわゆる偽装請負）と見なされる場合があることに留意する必要がある。

- ③ 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の配置は、原則として1名が望ましい。なお、共同企業体（甲型）などで複数の主任技術者又は監理技術者を配置する場合は、代表する主任技術者又は監理技術者を明確にし、情報集約するとともに、職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について発注者に説明することが重要である。
- ④ フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用した工事又は余裕期間を設定した工事（発注者が余裕期間（発注者が発注書類において6ヶ月を超えない等の範囲で設定する工事着手前の期間をいう）の範囲で工事開始日を指定する工事又は受注者が発注者の指定した余裕期間内で工事開始日を選択する工事）においては、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

（2）共同企業体における監理技術者等の設置

- ① 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、共同施工方式において下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は、下請契約の額に応じて主任技術者又は監理技術者を専任で設置しなければならない。（専任特例の場合を除く。）
- ② 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合は

設置された主任技術者又は監理技術者は専任でなければならない。（専任特例の場合を除く。）

- ③ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する共同企業体にあつては、共同企業体運用準則に定める構成員の資格要件に従って技術者を設置すべきである。
- ④ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - 1) 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - 2) 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - 3) 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - 4) 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

（３）主任技術者から監理技術者への変更

- ① 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例２号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

（４）監理技術者等の途中交代

- ① 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、監理技術者等の途中交代を行うことができる条件について注文者と合意がなされた場合に認められる。一般的な交代の条件としては、監理技術者等の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられるが、建設現場における働き方改革等の観点も踏まえ、その具体的内容について書面その他の方法により注文者との間で合意する必要がある。ただし、公共工事においては、入札の公平性の観点から、原則として元請の監理技術者等の交代が認められる基本的な条件は入札前に明示された範囲とし、同等以上の技術力を有する技術者との交代であることを条件とすべきである。
- ② なお、監理技術者等の交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。
- ③ また、監理技術者等の交代に当たっては、発注者からの求めに応じて、元請が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

（５）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係

- ① 営業所技術者等（営業所技術者又は特定営業所技術者をいう。）は、営業所に常勤（テレワーク（営業所等勤務を要する場所以外の場所で、ＩＣＴの活用により、営業所等で職務に従事している場合と同等の職務を遂行でき、かつ、所定の時間中において常時連絡を取ることが可能な環境下においてその職務に従事することをいう。以下同じ。）を行う場合を含む。）として専らその職務に従事することが求められている。
- ② 以下の各建設工事について要件を満たす場合は、特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができる。ただし、専任特例を活用する場合を除く。また、１）～３）の併用はできない。
- １）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がある建設工事（法二十六条の五）
- 以下の全てを満たすことが必要。
- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 兼ねる工事現場の数が１以下であること。
- ウ 三（監理技術者等の専任）（２）①１）～７）を満たしていること。なお、三（２）①２）について、「他の建設工事現場から当該工事現場」とあるのは、「営業所から当該工事現場」と読み替え、三（２）①６）ロについては、所属する営業所の名称を加え、三（２）①６）ニ（イ）については、当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称を加える。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ２）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（営業所と工事現場が近接している場合）（平成十五年四月二十一日付国総建第十八号）。
- 以下の全てを満たすことが必要。
- ア 営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- イ 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。
- ウ 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- エ 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ３）主任技術者又は監理技術者を専任で配置する必要がない建設工事（２）の場合以外）
- １）の要件を全て満たすこと。

二一三 監理技術者等の職務

主任技術者及び監理技術者は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならない。

- ① 主任技術者及び監理技術者の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該

建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の四第一項）。

また、専任特例 2 号の場合の監理技術者は、これらの職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導することが求められる。

- ② このように、主任技術者及び監理技術者の職務は、建設業法において区別なく示されているが、元請の主任技術者及び監理技術者の職務と下請の主任技術者の職務に大きく二分して下表のとおり整理する。これを踏まえ、元請の主任技術者、監理技術者及び下請の主任技術者は職務を誠実に行わなければならない。専任特例 2 号の場合の監理技術者は、これらの職務を監理技術者補佐の補佐を受けて実施することができるが、その場合においても、これらの職務が適正に実施される責務を有することに留意が必要である。監理技術者補佐は、監理技術者の指導監督の下、監理技術者の職務を補佐することが求められる。また、監理技術者が現場に不在の場合においても監理技術者の職務が円滑に行えるよう、監理技術者と監理技術者補佐の間で常に連絡が取れる体制を構築しておく必要がある。

なお、下請の主任技術者のうち、電気工事、空調衛生工事等において専ら複数工種のマネジメントを行う建設業者の主任技術者は、元請との関係においては下請の主任技術者の役割を担い、下位の下請との関係においては、元請の主任技術者又は監理技術者の指導監督の下、元請が策定する施工管理に関する方針等（施工計画書等）を理解した上で、元請のみの役割を除き、元請の主任技術者及び監理技術者に近い役割を担う（下表右欄）。

表：主任技術者及び監理技術者の職務

	元請の主任技術者及び監理技術者	下請の主任技術者	【参考】下請の主任技術者 (専ら複数工種のマネジメント)
役割	○請け負った建設工事全体の統括的施工管理	○請け負った範囲の建設工事の施工管理	○請け負った範囲の建設工事の統括的施工管理
施工計画の作成	○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工計画書等の修正	○元請が作成した施工計画書等に基づき、請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成 ○元請等からの指示に応じた施工要領書等の修正	○請け負った範囲の建設工事の施工要領書等の作成 ○下請の作成した施工要領書等の確認 ○設計変更等に応じた施工要領書等の修正
工程管理	○請け負った建設工事全体の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等の開催、参加、巡回	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○工程会議等への参加※	○請け負った範囲の建設工事の進捗確認 ○下請間の工程調整 ○工程会議等への参加※、巡回
品質管理	○請け負った建設工事全体に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認	○請け負った範囲の建設工事に関する立ち会い確認（原則） ○元請（上位下請）への施工報告	○請け負った範囲の建設工事に関する下請からの施工報告の確認、必要に応じた立ち会い確認、事後確認等の実地の確認
技術的指導	○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○現場作業に係る実地の総括的技術指導	○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守の確認 ○現場作業に係る実地の技術指導	○請け負った範囲の建設工事における主任技術者の配置等法令遵守や職務遂行の確認 ○請け負った範囲の建設工事における現場作業に係る実地の総括的技術指導

※ 非専任の場合には、毎日行う会議等への参加は要しないが、要所の工程会議等には参加し、工程管理を行うことが求められる

- ③ 上記の職務は、業務内容や現場の状況確認と意思疎通に必要なリアルタイムの音声・映像の送受信が可能な環境等により、工事現場以外の場所で行う場合も含まれる。
- ④ 上記の職務の他に、関係法令に基づく職務を監理技術者等が行う場合には、適切にその職務を遂行する必要がある。特に安全管理については、労働安全衛生法（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）

に基づき統括安全衛生責任者等を設置する必要があるが、監理技術者等が兼ねる場合には、適切に行う必要がある。

- ⑤ 下請の主任技術者の当該工事における職務（専ら複数工種のマネジメントを行い元請の監理技術者等に近い役割を担うかどうか等）について、例えば、法第二十四条の八の規定に基づき作成する施工体系図の写しを活用して記載し、下請が記載内容を確認するなどにより、元請及び下請の双方が合意した内容を明確にしておく。なお、同条の規定に基づく施工体系図の作成を行わない工事においても、下請の主任技術者の当該工事における職務について、元請及び下請の双方が合意した内容を書面にしておくことが望ましい。

- ⑥ 建設工事の目的物の一部を構成する工場製品の品質管理について、請負契約により調達したものでなく、売買契約（購入）により調達したものであっても、品質に関する責任は、工場製品を製造する企業だけでなく、工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請にも生ずる。このため、当該工場製品を工場へ注文した下請（又は元請）やその上位の下請、元請の主任技術者等は、工場での工程についても合理的な方法で品質管理を行うことが基本であり、主要な工程の立会い確認や規格品及び認定品に関する品質証明書類の確認などの適宜合理的な方法による品質管理を行う必要がある。

工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の四第二項）。

- ⑦ 主任技術者又は監理技術者に求められる役割を一人の主任技術者又は監理技術者が直接こなすことが困難な場合があり、その場合、良好な施工の確保や働き方改革の観点からも、主任技術者又は監理技術者を支援する技術者その他の人員（以下、「技術者等」という。）を配置することが望ましい。ただし、そのような場合も、これらの技術者等はあくまでも主任技術者又は監理技術者を支援する立場の者であり、技術上の管理をつかさどる主任技術者又は監理技術者の役割に変わりはないことに留意する必要がある。

また、大規模な工事現場等においては、総括的な立場として一人の監理技術者に情報集約（共同企業体で複数の監理技術者の配置が必要な場合は、それぞれ担当の監理技術者に情報集約）し、監理技術者はこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

- ⑧ 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者等と現場代理人はこれを兼ねることができる（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証、住民税特別徴収税額通知書等に記載された所属建設業者名及び交付日により確認できることが必要である。

（１）監理技術者等に求められる雇用関係

- ① 建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。

- ② 発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

（２）直接的な雇用関係の考え方

- ① 直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者や派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。直接的な雇用関係は、資格者証の写し、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し、所属会社の雇用証明書の写し又はこれらに準ずる資料によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。
- ② 直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更の届出又は新たな資格者証の交付を受けなければならない（規則第十七条の三十四第一項及び第十七条の三十六第一項）。
- ③ 指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、①に記載の資料により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、追加の資料提出を求め確認するものとする。

（３）恒常的な雇用関係の考え方

- ① 恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体及び公共法人等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社）が発注する建設工事（以下「公共工事」という。）において、元請の専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例の場合の監理技術者及び監理技術者補佐については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

また、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があった場合、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。

なお、震災等の自然災害の発生又はその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生又は拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

- ② 恒常的な雇用関係については、（２）①に記載の資料の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ③ また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、常時雇用されている（＝恒常的な雇用関係にある）もの

とみなす。

（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ① 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合及び官公需適格組合の場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
- １） 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - ２） 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（改正）（平成二十八年十二月十九日付、国土建第三百五十七号）
 - ３） 企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和六年三月二十六日付、国不建技第二百九十号）
 - ４） 官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（令和五年三月十三日付、国土建第六百一号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

主任技術者又は監理技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

専任特例２号の場合は、当該工事現場に設置する監理技術者補佐は専任の者でなければならない。

法第二十六条の三の規定を利用して設置する特定専門工事の元請等の主任技術者は、専任の者でなければならない。

元請については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ① 主任技術者又は監理技術者は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（専任特例の場合を除く。）（法第二十六条第三項）。
- ② 「公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上のものをいう（令第二十七条第一項）。
- １） 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事
 - ２） 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する建設工事
 - ３） 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する建設工事
 - ４） 石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者が同条第四号に規定する電気通信事業の用に

供する施設、放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者又は同条第二十四号に規定する基幹放送局提供事業者が同条第一号に規定する放送の用に供する施設（鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の塔その他これに類する施設に限る。）、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舎又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔に関する建設工事

- ③ 事務所・病院等の施設又は工作物と戸建て住宅を兼ねたもの（以下「併用住宅」という。）について、併用住宅の請負代金の総額が八千万円以上（建築一式工事の場合）である場合であっても、以下の2つの条件を共に満たす場合には、戸建て住宅と同様であるとみなして、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求めない。

- 1) 事務所・病院等の非居住部分（併用部分）の床面積が延べ面積の1/2以下であること。
- 2) 請負代金の総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分して求めた併用部分に相当する請負金額が、専任要件の金額基準である八千万円未満（建築一式工事の場合）であること。

なお、併用住宅であるか否かは、建築基準法第六条の規定に基づき交付される建築確認済証により判別する。また、居住部分と併用部分の面積比は、建築確認済証と当該確認済証に添付される設計図書により求め、これと請負契約書の写しに記載される請負代金の額を基に、請負総額を居住部分と併用部分の面積比に応じて按分する方法により、併用部分の請負金額を求めることとする。

- ④ 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることを意味するものであり、当該建設工事の技術上の管理や施工に従事する者の技術上の指導監督といった監理技術者等の職務を踏まえると、当該工事現場にて業務を行うことが基本と考えられる。一方で、専任の趣旨を踏まえると、必ずしも当該工事現場への常駐（現場施工の稼働中、特別の理由がある場合を除き、常時継続的に当該工事現場に滞在していること）を必要とするものではない。

したがって、専任の主任技術者、監理技術者及び監理技術者補佐は、当該建設工事に関する打ち合わせや書類作成等の業務に加え、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、働き方改革の観点等を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で、短期間（1～2日程度）工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができるとは差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は下請の了解を得ている場合に、差し支えないものとする。ただし、いずれの場合も、監理技術者等が現地での対応が必要な場合は除く。

なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、現場状況や不在期間、不在とする主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の状況等を踏まえ、例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、工事の品質確保等に支障の無い範囲において、連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、リアルタイムの映像・音声による通信手段の確保、その通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる。ただし、主任技術者又は監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

この際、監理技術者等の研修等への参加や休暇の取得等を不用意に妨げることのないように配慮す

べきであるとともに、建設業におけるワーク・ライフ・バランスの推進や女性の一層の活躍の観点からも、監理技術者等が育児等のために短時間現場を離れることが可能となるような体制を確保する等、監理技術者等の適正な配置等に留意すべきである。

- ⑤ 特定専門工事において、元請等の主任技術者は、直接契約を締結した下請（建設業者である下請に限る。）に主任技術者を置かない場合、適正な施工を確保する観点から、工事現場ごとに専任の者を置くこと等を求めている（法第二十六条の三第一項、第二項、第六項）。

また、特定専門工事における元請等の主任技術者については、直接契約を締結した下請の主任技術者としての職務も担っていることから、短期間工事現場を離れる場合などの施工体制の確保については、元請等のみならず、当該下請としての技術者の役割についても支障が生じないように留意する必要がある。

（２）主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例

- ① 専任特例１号については、主任技術者又は監理技術者は、専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、以下の全ての要件に適合しなければならない。なお、専任特例１号は、下請け企業が配置する主任技術者についても適用が可能である。

１）各建設工事の請負代金の額が、１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること（令第二十八条）。なお、工事途中において、請負代金の額が１億円（建築一式工事の場合は２億円）以上となった場合には、それ以降は専任特例を活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

２）建設工事の工事現場間の距離が、同一の主任技術者又は監理技術者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合において、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね２時間以内であること。（省令第十七条の二第一項第一号）なお、左記の移動時間は片道に要する時間であり、また、その判断は当該工事に関し通常の移動手段（自動車など）の利用を前提に、確実に実施できる手段により行うものとする。

３）当該建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が３を超えていないこと。（省令第十七条の二第一項第二号）なお、工事途中において、下請次数が３を超えた場合には、それ以降は専任特例は活用できず、主任技術者又は監理技術者を工事毎に専任で配置しなければならない。

４）当該建設工事に置かれる主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下「連絡員」という。）を当該建設工事に置いていること。なお、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し１年以上の実務の経験を有する者を当該工事現場に置くこと。（省令十七條の二第一項第三号）

連絡員は、各工事に置く必要がある。なお、同一の連絡員が複数の建設工事の連絡員を兼務することは可能である。また１つの建設工事に複数の連絡員を配置することも可能である。

連絡員は、例えば工程会議や品質検査等が２つの工事現場で同時期に行われる場合に、監理技術者等が遠隔から指示等するにあたって、工事現場側にて適切に伝達する等、円滑な施工管理の補助を行う（事故等対応含む）ことを想定している。

連絡員に必要な実務の経験として認められる内容は、法七条第二号に記載の営業所技術者（主任技術者）の実務の経験として認められる経験の考え方と同じでよい。

連絡員に当該建設工事への専任や常駐は求めない。また、連絡員の雇用形態については、直接的・恒常的雇用関係は必要ない。ただし、連絡員は当該請負会社が配置するものであり、施工管理の最終的な責任は請負会社が負うことに留意が必要である。

- ５）当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。（省令十七條の二第一項第四号）なお、情報通信技術について

は、現場作業員の入退場が遠隔から確認できるものとし、CCUS 又は CCUS と API 連携したシステムであることが望ましいが、その他のシステムであっても、遠隔から現場作業員の入退場が確認できるシステムであれば可能である。

- 6) 当該建設工事を請け負った建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置の計画書を作成し、工事現場毎に備え置くこと。また、当該計画書は、法二十八条の帳簿の保存期間と同じ期間、当該建設工事の帳簿を保存している営業所で保存しなければならない。なお、当該計画書の作成等は電磁的方法によることが可能である。(省令第十七条の二第一項第五号、第二項)

イ 当該建設業者の名称及び所在地

ロ 主任技術者又は監理技術者の氏名

ハ 主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び労働時間の実績

ニ 各建設工事に係る次の事項

(イ) 当該建設工事の名称及び工事現場の所在地

(ロ) 当該建設工事の内容（法別表 1 上段の建設工事の種類）

(ハ) 当該建設工事の請負代金の額

(ニ) 工事現場間の移動時間

(ホ) 下請次数

(ヘ) 連絡員の氏名、所属会社及び実務の経験（実務の経験は、土木一式工事又は建築一式工事の場合に記載）

(ト) 施工体制を把握するための情報通信技術

(チ) 現場状況を把握するための情報通信機器

- 7) 主任技術者又は監理技術者が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。(省令第十七条の三) なお、情報通信機器については、遠隔の現場との必要な情報のやりとりを確実に実施できるものであればよい。そのため、左記を満足できれば、一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB 会議システムでも差し支えない。また、通信環境については、例えば、山間部等における工事現場において、遠隔からの確実な情報のやりとりができない場合はこの要件に該当しない。

- 8) 兼務する建設工事の数は、2 を超えないこと。(令第三十条) なお、「専任特例 1 号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者又は監理技術者が兼務することは可能であるが、専任を要しない工事現場についても、2)～7) の要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が 2 を超えてはならない。

※専任特例 1 号の要件については、建設業法の目的である「適正な施工を確保し発注者を保護する」ことを前提にしつつ、担い手確保や生産性向上、あるいは D X 技術の進展など、現状の建設業を取り巻く環境及び状況を踏まえ、その規定内容の水準を設定。

- ② 専任特例 2 号については、監理技術者は専任を要する工事を兼務できることとされており、適用にあたっては、適正な施工の確保を図る観点から、当該工事現場ごとに監理技術者補佐（一（２）③参照）を専任で置かなければならない（法二十六条第三項第二号）。

なお、監理技術者が兼務できる工事現場数は 2 とされている（法第二十六条第四項、令第三十条）。

兼務できる工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲とする。この場合、情報通信技術の活用方針や、監理技術者補佐が担う業務等について、あらかじめ発注者に説明し理解を得ることが望ましい。なお、監理技術者が工事の施工の管理について著しく不適当であり、かつ、その変更が公益上必要と認められるときは、国土交通大臣又は都道府県知事から監理技術者の変更を指示することができる（法第二十八条一項第五号）。なお、工事現場の数が1であっても監理技術者を補佐する者を配置することは可能であるが、当該監理技術者が他の工事現場を兼務することはできない。また、専任特例2号は監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。

③ 例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱う。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第二十七条第二項が適用される場合に該当する。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。

2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

3) 1) 及び2) の適用に当たっては、法第二十六条第三項が、公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事について、より適正な施工を確保するという趣旨で設けられていることにかんがみ、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。また、本運用により、土木工事以外の建築工事等においても活用が見込まれ、民間発注者による工事も含まれる。

④ このほか、同一あるいは別々の注文者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、全ての注文者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。（専任特例の場合を除く。）なお、本項を適用した場合は一の工事現場との考えとなるため、①～③の特例を併用することは可能である。

⑤ 同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

(3) 監理技術者等の専任期間

- ① 元請が、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- 1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。）
- 2) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- 3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- 4) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間（なお、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間（検査日含む）も専任を要しない）。

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ② 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ③ 元請の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐については、前述の工事現場への専任を要しない期間1) から4) のうち、2)（工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間）に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐は他の工事の専任の主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について、発注者の承諾を得る必要がある。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る）の専任の主任技術者として従事することができる。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法（元の工事の主任技術者は他の工事の専任の主任技術者として従事しているため、同じ建設業者に所属する別の技術者による対応とするなどの留意が必要）について発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要がある。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯等

専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならない。また、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了履歴（以下「修了履歴」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

- ① 専任の監理技術者（専任特例の場合を含む。）は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第五項）。

（２）資格者証に関する規定

- ② 資格者証は、公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事については、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第六項）。
- ③ 監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十二業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。
- ④ 資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として一般財団法人建設業技術者センターが指定されている。
- ⑤ 資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十五）、様式は図－１に示すものとなっている（監理技術者と専任特例の場合の監理技術者の資格者証は同じ）。
- １） 交付を受ける者の氏名、生年月日及び住所
 - ２） 最初に資格者証の交付を受けた年月日
 - ３） 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
 - ４） 交付を受ける者が有する監理技術者資格
 - ５） 建設業の種類
 - ６） 資格者証交付番号
 - ７） 資格者証の有効期間の満了する日
 - ８） 所属建設業者名
 - ９） 監理技術者講習を修了した場合はその旨

（３）監理技術者講習に関する規定

- ① 監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、専任の監理技術者（専任特例の場合の監理技術者を含む。）として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない。なお、令和三年一月一日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が講習を受講した日

の属する年の翌年の一月一日となり、同日から五年後の十二月三十一日が監理技術者講習の有効期限となる（規則第十七条の十七）。

② なお、監理技術者補佐についても、監理技術者を適切に補佐し、資質の向上を図る観点から、監理技術者講習を受講することが望ましい。

③ 監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として

①建設工事に関する法律制度

②建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理

③建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

④ 各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了履歴の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の十一）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、監理技術者講習修了後、修了履歴のラベルを資格者証の裏面に貼付することとしている。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上となる場合には、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

① 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の七）。このような下請に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。

② そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額四千五百万円（建築一式工事の場合は七千万円）以上の下請契約を締結したものは、下請に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。（規則第十四条の三）また、下請から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（法第二十四条の八第一項）。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない（法第二十四条の八第三項）。公共工事の受注者は、特定建設業者であるか否かにかかわらず、また、下請金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない（入札契約適正化法第十五条第一項）。また、発注者から請求があったときに施工体制台帳を発注者の閲覧に供することに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない（当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合は除く、入札契約適正化法第十五条第二項）。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない（入札契約適正化法第十五条第三項）。

（２）施工体系図の作成

- ① 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないことが定められている（法第二十四条の八第四項、入札契約適正化法第十五条第一項）。
- ② なお、施工体系図の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、元請は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

- ① 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、元請は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。（法第四十条）
- ② 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、主任技術者又は監理技術者の氏名、専任の有無（専任特例１号の場合には情報通信技術を利用している旨、専任特例２号の場合は監理技術者補佐を配置している旨）、資格名、監理技術者資格者証交付番号等を記載することとされており、図－３の様式となる。（規則第二十五条第一項、第二項）建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。
- ③ なお、標識の掲示については、一定の要件を満たした上でデジタルサイネージ等ＩＣＴ機器を活用して行うことができる（施工体系図及び標識の掲示におけるデジタルサイネージ等の活用について（令和四年一月二十七日付、国不建第四百四十六号））。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

- ① 法第一条においては、建設業法の目的として

「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」

と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。

- ② 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。
- ③ さらに、法第四十一条の二においては、建設工事の不適切な施工があった場合において、その原因が建設資材に起因すると認めるときは、国土交通大臣又は都道府県知事が当該建設資材を引き渡した建設資材製造業者等に対して、再発防止を図るため適当な措置をとるべきことを勧告することができ、これに従わなかったときは公表及び命令することができることを規定している。

図－1 資格者証の様式

(表面)

85.92ミリメートル以上
84.03ミリメートル以下

氏 名			年	月	日	生		
住 所								
写 真	初 回 交 付	年	月	日	交 付	年	月	日
	交 付 番 号	第		号				
	監 理 技 術 者 資 格 者 証 令 和 年 月 日 まで有効 国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者							
	印							
所 属 建 設 業 者				許 可 番 号				
有 する 資 格								
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解							
有 ・ 無								

85.47ミリメートル以上
85.72ミリメートル以下

(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印
資格者証備考		

備考

- 1 磁気ストライプを埋め込むこと。

図ー２ 修了証の様式

監理技術者講習修了履歴	修了番号: 第	号 修了年月日:
	氏名:	生年月日:
	講習実施機関名:	印

備考

監理技術者講習修了後、監理技術者資格者証が発行された場合は、本ラベルを監理技術者資格者証上部に貼付すること。

図ー３ 工事現場に掲げる標識の様式

25cm 以上	建設業の許可票			
	商号又は名称			
	代表者の氏名			
	主任技術者の氏名	専任の有無		
	資格名	資格者証交付番号		
	一般建設業又は特定建設業の別			
	許可を受けた建設業			
	許可番号	国土交通大臣 知事	許可()第	号
	許可年月日			
35cm 以上				

記載要領記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項本文の規定に該当する場合に、「専任」と記載し、同項第1号に該当する場合には、「非専任（情報通信技術利用）」と、同項第2号に該当する場合には、「非専任（監理技術者を補佐する者を配置）」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第3項の規定により専任の者でなければならない監理技術者又は同項第1号若しくは第2号に該当する監理技術者を置く場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

(参考様式)

年 月 日

省令^{※1}17条の2又は17条の5に基づく人員の配置を示す計画書

対象期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日										
建設業者	名称 (イ ^{※2})										
	所在地 (イ)										
主任技術者 又は監理技術者 (営業所技術者又は特定営業所技術者)	氏名 (ロ)										
	所属営業所名 (ロ)		※17条の5の場合のみ記載								
	一日平均の 法定外労働時間 (ハ)	見込み時間					実績時間				
建設工事 1	工事名称 (ニ(1))										
	工事現場所在地 (ニ(1))										
	契約締結営業所 (ニ(1))	名称							※17条の5の場合のみ記載		
		所在地							※上記所属営業所と同じである必要		
	建設工事の内容 (ニ(2))								※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))								※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間 (ニ(4))								※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数 (ニ(5))								※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))										
	情報通信機器 (ニ(8))										
	連絡員 (ニ(6))	氏名									
		所属会社									
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称					期間			
					年	月	～		年	月	
				年	月	～		年	月		
合計					年	月					
建設工事 2	工事名称 (ニ(1))										
	所在地 (ニ(1))										
	建設工事の内容 (ニ(2))								※法別表第1上段のどれか		
	請負代金の額 (ニ(3))								※1億円未満(建築一式工事の場合は2億円未満)である必要		
	移動時間 (ニ(4))								※1日で巡回可能かつ概ね2時間以内である必要		
	下請次数 (ニ(5))								※3次以内である必要		
	工事現場の施工体制の 確認方法 (ニ(7))										
	情報通信機器 (ニ(8))										
	連絡員 (ニ(6))	氏名									
		所属会社									
		実務の経験 ※土木一式工事又は 建築一式工事の場合 に記載 ※実務の経験は1年 以上である必要	工事名称					期間			
					年	月	～		年	月	
					年	月	～		年	月	
			合計					年	月		

※1：建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）

※2：省令（17条の2第1項第5号又は省令17条の5第1項第5号）の該当する号等、他同じ

以上